

国土交通省における環境関連施策の点検概要

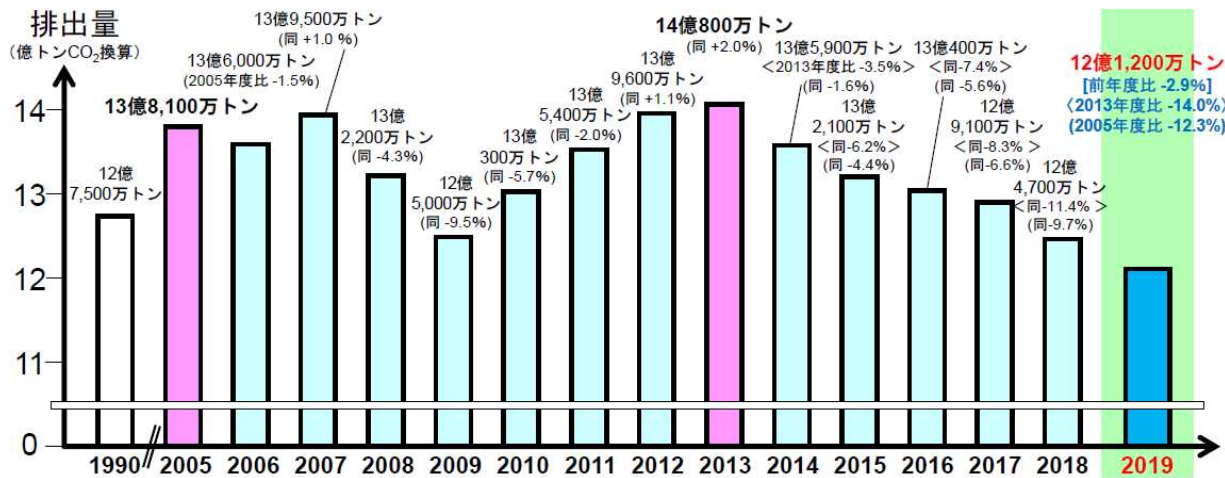
1. 2019年度における地球温暖化対策計画の進捗状況
2. 国土交通省環境行動計画の2019年度点検の概要

1. 2019年度における地球温暖化対策計画の進捗状況

我が国における温室効果ガス排出量(2019年度確報値)

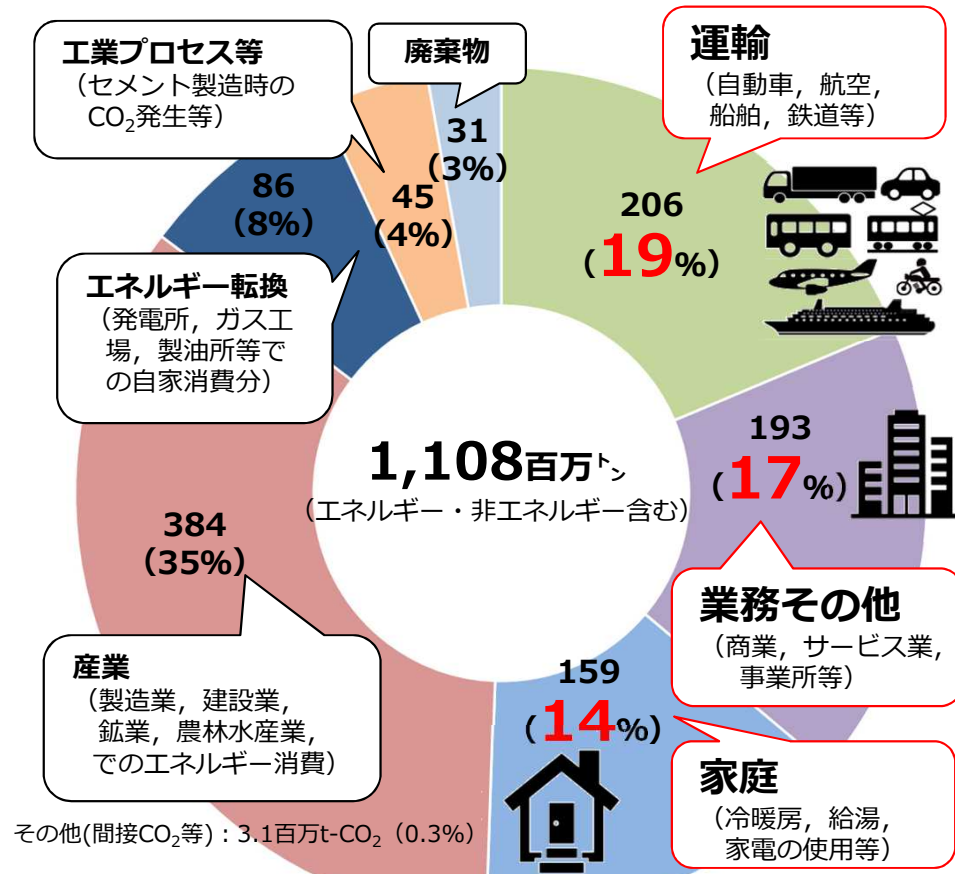
- 2019年度の総排出量(確報値)は、12億1,200万トン(前年度比-2.9%、2013年度比-14.0%)。
- 前年度からの減少の主要因は、エネルギー消費量の減少(製造業における生産量減少等)や電力の低炭素化(再生エネルギーの導入拡大)に伴う電力由来のCO₂排出量の減少等。
- 2014年度以降6年連続で減少しており、1990年度以降の最小を更新。

我が国の温室効果ガス総排出量



- 注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、確報値が再計算される場合がある。
- 注2 この排出量は、2019年度速報値(2020年12月8日公表)の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2019年度速報値との間で差異が生じている。
- 注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2013年度比」)等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

2019年度CO₂の部門別排出量(消費ベース)*



* 発電及び熱発生に伴うエネルギー起源のCO₂排出量を、電力及び熱の消費量に応じて各最終消費部門及びエネルギー転換部門の消費者に配分した値。

○「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)に掲げる対策・施策の進捗状況について、毎年度、地球温暖化対策推進本部において点検を実施。

地球温暖化対策計画(政府の取組:国土交通省21施策)

参考:全府省庁110施策(A15/B16/C48/D25/E6)

A	B	C	D	E	合計
6	6	7	2	0	21

A	このまま取組を続ければ2030年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、実績値が既に2030年度の目標水準を上回る
B	このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準を上回ると考えられる(Aを除く)
C	このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる
D	取組がこのままの場合は対策評価指標等が2030年度に目標水準を下回ると考えられる
E	その他(定量的なデータが得られないもの等)

D評価

- ・新築住宅における省エネ基準適合の推進: 一定の進捗が見られる一方で、目標達成に向けては更なる取組が必要
⇒建築物省エネ法(R1.5月公布、R3.4月全面施行)に基づき、トップランナー制度の拡充等を図ることと補助金による支援措置の両輪で対応
- ・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進: 自然災害等による影響で鉄道貨物輸送量が減少
⇒認定総合効率化計画に基づく事業等に対する支援や普及啓発の促進等により、更なるモーダルシフトの推進で対応

低炭素社会実行計画(事業者の取組:国土交通省所管30業種)

参考:全府省庁115業種(A55/B52/C4/D3/E1)

A	B	C	D	E	合計
13	16	0	1	0	30

A	2019年度実績が2030年度目標水準を上回る
B	2019年度実績が2030年度目標水準を下回るが、基準年度比/BAU比で削減
C	2019年度実績が2030年度目標水準を下回り、かつ、基準年度比/BAU比で増加
D	データ未集計
E	目標未策定

D評価

- ・住宅生産団体連合会: 2030年度目標指標は定性的な内容のため評価不能。2020年度目標指標は定量データで、既に達成。

対策	具体的な対策	2030年度 目標値	最新の数値		進捗 評価
		削減量 (万t-CO ₂)	年度	削減量 (万t-CO ₂)	
(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策					
B. 業務その他部門の取組					
建築物の省エネ化					
	新築建築物における省エネ基準適合の推進	1035	2018	252.1	C
	建築物の省エネ化(改修)	122	2018	89.6	B
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	1.91	2019	2.92	A
		0.41	2019	0.62	
	下水道における省エネ・創エネ対策の推進	134	2018	63.9	B
C. 家庭部門の取組					
住宅の省エネ化					
	新築住宅における省エネ基準適合の推進	872	2018	129	D
	既存住宅の断熱改修の推進	119	2018	30.3	C

対策	具体的な対策	2030年度 目標値 削減量 (万t-CO ₂)	最新の数値		進捗 評価
			年度	削減量 (万t-CO ₂)	
D.運輸部門の取組					
	道路交通流対策等の推進	100	2015	100	B
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	66	2019	68	A
	公共交通機関及び自転車の利用促進(公共交通機関の利用促進)	177	2018	40.3	C
	鉄道分野の省エネ化	177.6	2019	239.8	A
	船舶分野の省エネ化	157.4	2019	45.8	C
	航空分野の低炭素化	101.2	2019	97	B
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進				
	トラック輸送の効率化	206	2019	561	A
	共同輸配送の推進	2.1	2018	1.9	B
	海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進				
	海運グリーン化総合対策	172.4	2018	51	C
	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	133.4	2018	-31.4	D
	港湾における取組				
	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	96	2019	30.1	C
	省エネルギー型荷役機械等の導入の推進	0.70	2019	1.26	A
	静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進	1.52	2019	3.14	A
E.エネルギー転換部門の取組					
	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	78	2018	2.3	C
(2)温室効果ガス吸収源対策・施策					
	都市緑化等の推進	124	2018	124	B

低炭素社会実行計画の進捗状況(国交省所管業種)

	【団体名】	2020年度目標			2030年度目標			2030年度目標に対する進捗状況				CO2排出量 (万t-CO2)	2030年度目標の 進捗状況の評価
		目標指標	基準年度	目標水準	目標指標	基準年度	目標水準	2016	2017	2018	2019		
産業部門	日本造船工業会 日本中小型造船工業会	CO2排出原単位	2012年度	▲5%	CO2排出量	2013年度	▲6.5%	+8.2%	+3.4%	▲8.7%	▲15.6%	55.0	A
	日本鉄道車輛工業会	CO2排出量	1990年度	▲33%	CO2排出量	1990年度	▲35%	▲26%	▲24%	▲30%	▲33%	3.1	B
	住宅生産団体連合会	建設段階のCO2排出量 (ライフサイクル全体)	1990年度	270万t-CO2 (15,810万t-CO2)	新築住宅の環境性能	—	新築平均で ZEHの実現	241万t-CO2 ※ (19,965万t-CO2)	228万t-CO2 ※ (20,790万t-CO2)	211万t-CO2 ※ (20,756万t-CO2)	198万t-CO2 ※ (18,847万t-CO2)	—	D
	日本マリン事業協会	CO2排出量	2010年度	年率▲1%	CO2排出量	2010年度	▲14%	▲17%	▲13%	▲3%	▲10%	2.7	B
	日本建設業連合会	CO2排出原単位	1990年度	▲20%	CO2排出原単位	1990年度	▲25%	▲19%	▲21%	▲21%	▲22%	444.8	B
	日本船用工業会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲27%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲30%	▲23%	▲33%	▲37%	▲33%	7.0	A
業務部門	日本冷蔵倉庫協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲15%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲20%	▲15%	▲16%	▲17%	▲16%	82.7	B
	不動産協会	エネルギー消費原単位	2005年度	▲25%	エネルギー消費原単位	2005年度	▲30%	▲26%	▲24%	▲27%	▲30%	—	A
	日本倉庫協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲16%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲20%	▲19%	▲19%	▲20%	▲22%	125.0	A
	日本自動車整備振興会連合会	CO2排出量	2007年度	▲10%	CO2排出量	2007年度	▲15%	▲7%	▲9%	▲8%	▲12%	399.9	B
	日本ビルディング協会連合会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲15%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲20%	▲13%	▲15%	▲15%	▲16%	—	B
	日本ホテル協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%	▲15%	▲15%	▲15%	▲17%	▲16%	45.8
日本旅館協会	エネルギー消費原単位	2016年度	0%	エネルギー消費原単位	2016年度	▲10%	+0%	▲10%	▲10%	▲7%	7.2	B	
運輸部門	全国通運連盟	CO2排出量	2009年度	▲11%	CO2排出量	2009年度	▲20%	▲6%	▲8%	▲8%	▲10%	12.0	B
	全日本トラック協会	CO2排出原単位	2005年度	▲22%	CO2排出原単位	2005年度	▲31%	▲7%	▲7%	▲7%	▲10%	4044.0	B
	日本民営鉄道協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲5.7%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲5.7%以上	▲6.2%	▲6.7%	▲7.8%	▲9.4%	216.0	A
	定期航空協会	CO2排出原単位	2005年度	▲21%	CO2排出原単位	2012年度	▲16%	▲11%	▲14%	▲8%	▲5%	2508.0	B
	日本船主協会	CO2排出原単位	1990年度	▲20% (2020~2030 平均値)	CO2排出原単位	1990年度	▲30% (2020~2030 平均値)	▲39%	▲48%	▲37%	▲31%	4563.5	A
	JR北海道	エネルギー消費原単位	1995年度	▲14%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲7%	▲4%	▲6%	▲6%	▲7%	32.1	A
	省エネ車両保有率	—	85%	省エネ車両保有率	—	85%	72%	73%	76%	77%	—	—	—
	JR東日本	エネルギー消費量	2013年度	▲6.2%	エネルギー消費量	2013年度	▲25%	▲3%	▲2%	▲4%	▲7%	199.0	B
	CO2排出量	—	—	CO2排出量	2013年度	▲40%	+1%	▲1%	▲4%	▲7%	—	—	
	JR東海	エネルギー消費原単位	1995年度	▲25%	エネルギー消費原単位	1995年度	▲25%	▲28%	▲28%	▲28%	▲28%	—	A
	JR西日本	エネルギー消費量	2010年度	▲3%	エネルギー消費量	2010年度	▲2%	▲2%	▲2%	▲5%	▲3%	145.7	A
	JR四国	エネルギー消費量	2010年度	▲8%	エネルギー消費量	2010年度	▲8%	▲6%	▲7%	▲11%	▲9%	6.9	A
	JR九州	エネルギー消費原単位	2011年度	▲2.5%	エネルギー消費原単位	2011年度	▲2.5%	+1.1%	+0.2%	▲0.8%	▲1.9%	24.4	B
	省エネ車両導入割合	—	83%	省エネ車両導入割合	—	83%	77%	77%	79%	79%	—	—	
JR貨物	エネルギー消費原単位	2013年度	▲7%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲15%	▲7%	▲8%	▲11%	▲4%	49.0	B	
日本内航海運組合総連合会	CO2排出量	1990年度	▲31%	CO2排出量	1990年度	▲34%	▲17%	▲18%	▲18%	▲19%	699.9	B	
日本バス協会	CO2排出原単位	2010年度	▲6%	CO2排出原単位	2015年度	▲6%	▲0%	▲4%	▲0%	▲0%	364.0	B	
全国ハイヤー・タクシー連合会	CO2排出量	2010年度	▲20%	CO2排出量	2010年度	▲25%	▲25%	▲29%	▲34%	▲41%	227.0	A	
日本港運協会	CO2排出原単位	2005年度	▲12%	CO2排出原単位	2005年度	▲20%	▲11%	▲14%	▲15%	▲17%	36.5	B	
日本旅客船協会	CO2排出原単位	1990年度	▲6%	CO2排出原単位	2012年度	▲3.6%	▲5.9%	▲9.5%	▲9.2%	▲10.9%	337.7	A	

2020年度目標を達成

2030年度目標を達成

※住宅生産団体連合会については、2020年度目標に対する進捗状況。

指標	
A	2019年度実績が2030年度目標水準を上回る
B	2019年度実績が2030年度目標水準を下回るが、基準年度比で削減
C	2019年度実績が2030年度目標水準を下回り、かつ、基準年度比で増加
D	データ未集計
E	目標未策定

2. 国土交通省環境行動計画の2019年度点検の概要

基本とすべき5つの視点

総合性・連携性の発揮	(1) 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献 ※環境分野の技術革新による経済発展	(例：環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
	(2) 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む	(例：IMOにおけるCO ₂ 排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
	(3) 面的な広がり視野に入れた環境保全施策の展開	(例：流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
	(4) 人や企業の行動変容、参画・協働の推進	(例：環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
	(5) 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する	(例：長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」：各分野の施策と指標値の例

分野Ⅰ 低炭素社会	分野Ⅱ 自然共生社会	分野Ⅲ 循環型社会
<p>柱1. 地球温暖化対策・緩和策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進 指標：新車販売に占める次世代自動車の割合 (平成24年度 19.7% ⇒ 平成32年度 50%) ○住宅・建築物の省エネ性能の向上 指標：新築建築物(床面積2000㎡以上)における省エネ基準適合率(平成25年度93% ⇒ 平成32年度100%) <p>柱2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道バイオマス等の利用の推進 他 指標：下水污泥エネルギー化率 (平成25年度約15% ⇒ 平成32年度約30%) <p>柱3. 地球温暖化対策・適応策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適応計画の推進及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進 他  <p>◆省エネ性能向上のための措置例</p>  <p>電気バス 超小型モビリティ CNGトラック</p>	<p>柱4. 自然共生社会の形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備による水環境改善 指標：汚水処理人口普及率 (平成25年度89% ⇒ 平成32年度96%) ○水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり 他 指標：都市域における水と緑の公的空間確保量 (平成24年度12.8㎡/人 ⇒ 平成32年度14.1㎡/人) 	<p>柱5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクルの推進 指標：建設副産物再資源化・縮減率等(建設廃棄物全体) (平成20年度93.7% ⇒ 平成30年度96%以上) ○下水道資源の有効利用の推進 他 指標：下水污泥リサイクル率 (平成26年度約63% ⇒ 平成37年度約85%)  <p>◆固形燃料化炉(広島市西部水資源再生センター)</p>
分野Ⅳ 分野横断的な取組		
<p>柱6. 賢い環境行動の選択を促す施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川・海・公園等をフィールドとする体験学習、環境教育機会の拡大 他 		<p>柱7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進 他

環境政策における国土交通省の長期的な役割

パリ協定を踏まえ、長期的な観点からの温室効果ガスの大幅削減・脱炭素化に向けて特に重要な取組として以下を例示

- 社会・生活の基盤の低炭素化に向けた個別の取組
 - (1) 都市の低炭素化に資するコンパクト+ネットワークの推進、(2) 自動車における取組、(3) 住宅・建築物における取組
- 様々な分野において実施すべき取組や長期的な取組の持続性を高めるための取組
 - (4) 各主体の環境に配慮した行動を促す取組、(5) リサイクル全体を通じた排出量の削減、(6) ポリミックスの推進によるより一層の環境・経済・社会の統合的向上

1. 点検の概要

国土交通省環境行動計画の点検については、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議に、点検内容等について報告することとしている。

2. 点検の対象

国土交通省環境行動計画の第三章別表に示された施策の令和元年度（2019年度）の実績及び令和2年度における取組

※なお、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）に盛り込んだ国土交通省関係の施策については、本環境行動計画に反映されているため、本点検の中で点検を行うこととする。

3. 評価方法

令和3年3月29日に地球温暖化対策推進本部が開催され、地球温暖化対策計画の2019年度の進捗点検の内容について進捗点検が行われ、了承された。

国土交通省環境行動計画のうち、定量的な指標を設定した施策については、この地球温暖化対策計画の評価方法に沿った形で評価を行い、指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を行う。

評価方法(1)

<定量的な指標を設定した施策>

- 各対策・施策の指標について、2019年度までの実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた、各対策・施策の目標年度における目標水準への到達見通しを踏まえ、以下の5段階で評価する。

指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2019年度の実績値が既に目標年度の目標水準を上回る
B	このまま取組を続ければ指標等が目標年度に目標水準を上回ると考えられる(Aを除く)
C	このまま取組を続ければ指標等が目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる
D	取組がこのままの場合は指標等が目標年度に目標水準を下回ると考えられる
E	その他(データ未集計等)

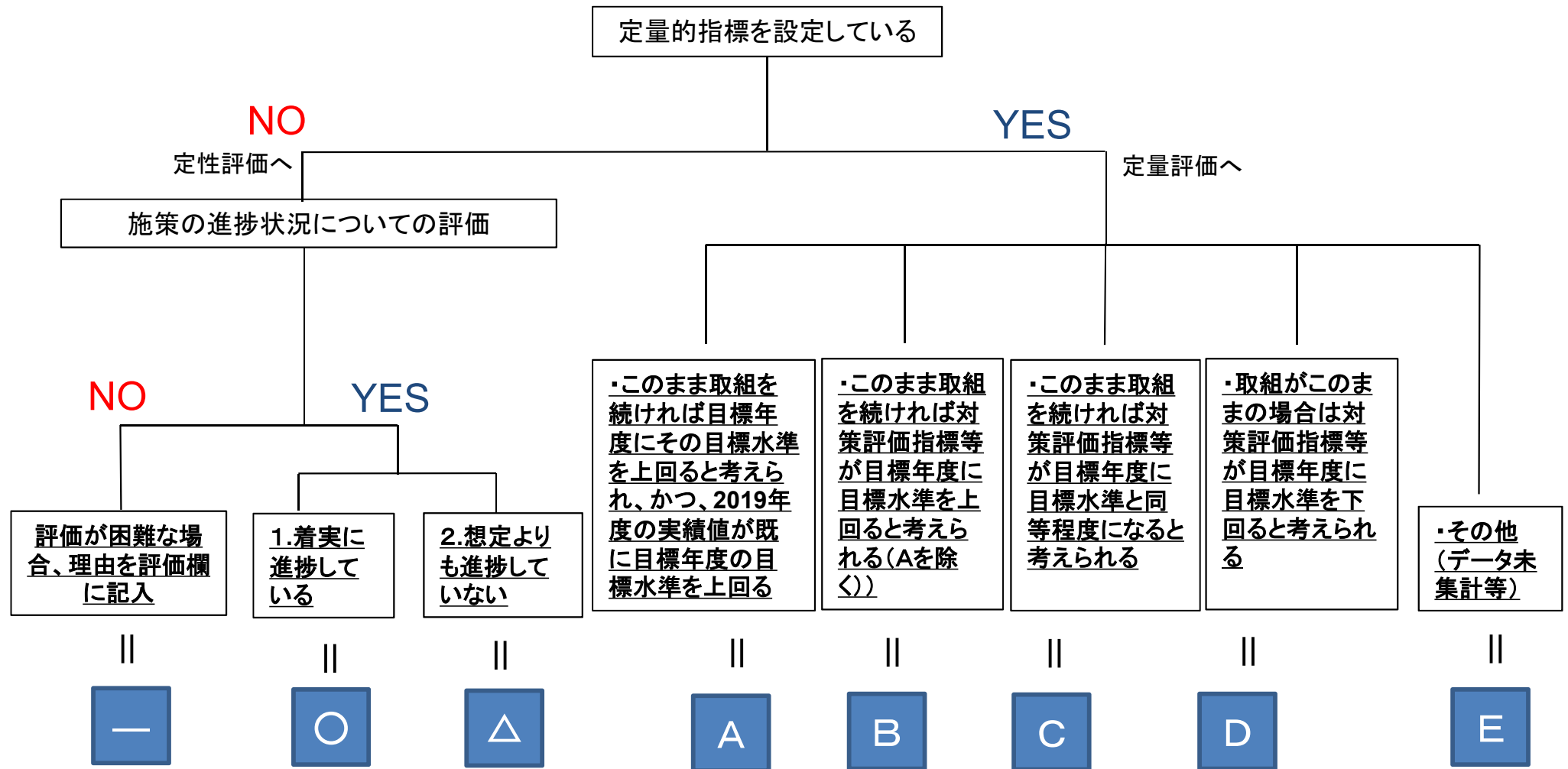
- 各指標の根拠となる計画について
 - ・地球温暖化対策計画・・・**温**と表示
 - ・社会資本整備重点計画・・・**社**と表示
 - ・交通政策基本計画・・・**交**と表示
 - ・その他・・・計画の名称を記載

<定量的な指標を設定していない施策>

- 指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を実施

評価方法(2)

<評価の考え方>



国土交通省環境行動計画の2019年度点検の結果概要

	＜定量的な指標を設定している施策＞								＜定量的な指標を設定していない施策＞							
	A・B・C (目標水準と同程度・上回る)		D (目標水準を下回る)		E (データ未集計等)		前回合計 (H30年度施策)	今回合計 (R1年度施策)	○ (着実に進捗)	△ (想定よりも進捗していない)		— (評価困難)	前回合計 (H30年度施策)	今回合計 (R1年度施策)		
	前回	今回	前回	今回	前回	今回			前回	今回	前回	今回	前回	今回		
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進	40 (75%)	39 (74%)	13 (25%)	14 (26%)			53	53	11 (100%)	11 (100%)			11	11		
柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進	4 (100%)	4 (100%)					4	4	9 (100%)	9 (100%)			9	9		
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進	6 (86%)	7 (100%)	1 (14%)	0			7	7	6 (100%)	6 (100%)			6	6		
柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進	10 (100%)	9 (90%)	0	1 (10%)			10	10	31 (100%)	31 (100%)			31	31		
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進	7 (78%)	7 (78%)	1 (11%)	2 (22%)	1 (11%)	0	9	9	4 (100%)	4 (100%)			4	4		
柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進									16 (100%)	16 (100%)			16	16		
柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)	1 (50%)			2	2	12 (100%)	12 (100%)			12	12		
合計	68 (80%)	67 (79%)	16 (19%)	18 (21%)	1 (1%)	0	85	85	89 (100%)	89 (100%)			89	89		

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 都市・住宅分野において停滞がみられる施策がある。他方、交通・物流分野の施策については、概ね順調に取組が進められている。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・モーダルシフトは自然災害が障害となっており、今後適応策と一体となった取組が必要。
 - ・住宅・建築物部門は一層の省エネ性能向上を図るため、建築物省エネ法を改正(令和元年年5月公布、令和3年4月に全面施行)。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 洋上風力発電、浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた取組が着実に進められている。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定・事業者選定、基地港湾の整備など、洋上風力の導入促進に向けた取組を推進。

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

- 気候変動適応計画 令和元年度実施施策のフォローアップにおいて、国交省関連のすべての施策群で一定の進捗が確認された。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・令和3年度の気候変動適応計画(法定計画)及び国土交通省気候変動適応計画の改定に向け検討を開始。
 - ・河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

- 多くの施策が順調に推移。特に下水道整備による水環境改善(高度処理実施率、合流式下水道改善率)が進んだ。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームを2020年3月に設立し、グリーンインフラの社会的な普及、活用技術やその効果評価等に関する調査・研究、資金調達手法等の検討を進め、グリーンインフラの社会実装を推進。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 「建設リサイクル推進計画2014」の各施策を着実に推進し、成果を挙げた。
(特記すべき施策・課題等)
 - ・建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、令和2年9月「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定。
 - ・長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出。

柱6 賢い環境行動の選択を促す施策の推進

- 消費者啓発を行うことで、柱1～柱5の施策を補強した。

柱7 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

- 技術的な施策により、柱1～柱5の施策を補強するとともに、国際的枠組み作りへの主体的参加、国際貢献を推進。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進①

施策	指標	評価	目標値	最新値	対応
項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上					
●住宅の省エネ性能の向上					
	新築住宅の省エネ基準適合率	D	100	69	改正建築物省エネ法の全面施行、更なる対策強化に関するロードマップ策定予定
	CO2削減量(万t-CO2)	D	872	129	検討中
	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合	C	30	11	改正建築物省エネ法の全面施行、更なる対策強化に関するロードマップ策定予定
	CO2削減量(万t-CO2)	C	119	30.3	検討中
●建築物の省エネ性能の向上					
	新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率	C	100	100	改正建築物省エネ法の全面施行、更なる対策強化に関するロードマップ策定予定
	CO2削減量(万t-CO2)	C	1035	252.1	検討中
	省エネ基準を満たす建築物ストックの割合	B	39	33	改正建築物省エネ法の全面施行、更なる対策強化に関するロードマップ策定予定
	CO2削減量(万t-CO2)	B	122	89.6	検討中
●航路標識の自立型電源化					
	航路標識の自立型電源導入率	A	86	87.3	高輝度LEDの活用等の航路標識の耐災害性強化を推進
項目1-1 低炭素都市づくりの推進					
●集約型都市構造など低炭素都市づくりの実践					
	立地適正化計画を作成する市町村の数	A	150	310	まちづくりと交通施策が連携した取組を推進
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(三大都市圏)	A	90.8	91.1	
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(地方中枢都市圏)	D	81.7	79.5	
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(地方都市圏)	D	41.6	39	
	一定の都市開発が予定されている拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入されている地区数(災害対応拠点を)	D	15	11	都市部でのエネルギーの自立化・多重化・効率的な利用を推進
	下水熱利用実施箇所数	A	30	32	B-DASHプロジェクトガイドライン等の活用により民間事業者による下水熱利用数の増加を目指す
項目1-10 温室効果ガスの吸収減対策の推進					
●都市緑化等の推進					
	都市緑化等の整備面積	B	85	83	都市公園の整備、都市緑化の更なる推進
	CO2削減量(万t-CO2)	B	124	124	検討中

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進②

項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進					
●下水道における省エネ対策等の推進					
	処理水量当たりエネルギー起源CO2排出量	C	0.15	0.26	B-DASHプロジェクトガイドライン等の活用により創エネの取組、処理場の省エネ化を推進
	下水汚泥エネルギー化率	C	35	24.3	
	CO2削減量(万t-CO2)	B	134	63.9	上積み予定で検討中
	下水汚泥焼却高度化率	C	100	62	B-DASHプロジェクトガイドライン等の活用により焼却施設における省CO2化を推進
	新型炉・固形燃料化炉の設置基数	C	2	2	
	N2O削減量(万t-CO2)	C	78	2.3	検討中
項目1-9 建設機械の環境対策の推進					
●燃費性の優れた建設機械の普及促進					
	燃費性の優れた建設機械の普及率(油圧ショベル)	C	96	77	燃費基準達成建設機械認定制度等の認知度の向上等を推進
	燃費性の優れた建設機械の普及率(ホイールローダ)	C	88	65	
	燃費性の優れた建設機械の普及率(ブルドーザ)	C	46	48	
項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進					
●自動車単体対策による低炭素化					
	新車販売に占める次世代自動車の割合	C	50	38.4	関係団体の意見を踏まえつつ、更なる支援策を推進
	平均保有燃費	C	24.8	17.9	
●エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備					
	運送事業者におけるエコドライブ関連機器の普及台数	B	740	723	エコドライブの周知・普及を推進
	CO2削減量(万t-CO2)	A	66	68	上積み予定で検討中
項目1-3 交通流対策等の推進					
●道路ネットワークを賢く使う交通流対策等の推進					
	高速道路の利用率	B	18	18	環状道路等幹線道路ネットワークの強化等を推進
	三大都市圏環状道路整備率	A	80	82	
	CO2削減量(万t-CO2)	B	100	100	上積み予定で検討中
項目1-4 公共交通機関の利用促進					
●鉄道・バス等の利便性向上					
	自家用自動車から公共交通機関への乗換輸送量	C	163	59.7	CO2排出の少ない輸送手段の導入、MaaSの社会実装等を通じた公共交通の利便性向上による更なる利用促進
	CO2削減量(万t-CO2)	C	177	40.3	検討中

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進③

項目1-5 物流の効率化等の推進

●物流拠点の低炭素化					
港湾における省エネルギー型荷役機械の導入台数	A	103	111	省エネルギー型荷役機械等の導入推進、カーボンニュートラルポート(CNP)形成の推進	
CO2削減量(万t-CO2)	A	0.7	1.26	上積み予定で検討中	
省エネ型自然冷媒機器の導入件数	B	76	53.9	省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業等の推進	
燃料電池フォークリフトの導入件数	C	2500	235		
●物流の効率化による低炭素化					
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送の削減量	C	35	11.1	港湾整備事業の推進	
CO2削減量(万t-CO2)	C	96	30.1	検討中	
●トラック輸送の効率化による低炭素化					
車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数	A	192	243	トラック運送事業者の環境対策に関する取組を加速するための仕組みづくり等を推進	
トレーラーの保有台数	A	104	131		
営自率	C	87.1	87.2		
CO2削減量(万t-CO2)	A	206	561	上積み予定で検討中	
共同輸配送の推進	B	206	202.1	共同輸配送に係る総合効率化計画の認定等の推進	
CO2削減量(万t-CO2)	B	2.1	1.9	上積み予定で検討中	
●トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進					
鉄道による貨物輸送量	D	256.4	183.8	モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定、新たな輸送サービス(ブロックトレイン、定温貨物列車等)への支援等による施策の推進	
CO2削減量(万t-CO2)	D	133.4	-31.4		検討中
内航海運による貨物輸送量	C	358	410.4	モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定、新たな表彰制度による施策の推進	
CO2削減量(万t-CO2)	C	172.4	51		検討中
輸送モードが陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量	A	1.13	2.48	静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進	
CO2削減量(万t-CO2)	A	1.52	3.14	上積み予定で検討中	

項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進

●鉄道・船舶・航空における低炭素化					
鉄道エネルギーの使用に係る原単位の改善率	C	83.451	93.5	省エネ型車両や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援	
CO2削減量(万t-CO2)	A	177.6	239.8	上積み予定で検討中	
省エネに資する船舶の普及隻数	C	1190	310	内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金等に取り組むの推進	
CO2削減量(万t-CO2)	C	157.4	45.8	検討中	
航空における単位輸送量当たりのCO2排出量	B	1.2835	1.2912	有識者検討会において、航空機運航分野及び空港分野におけるCO2削減方策を検討	
CO2削減量(万t-CO2)	B	101.2	97	検討中	

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

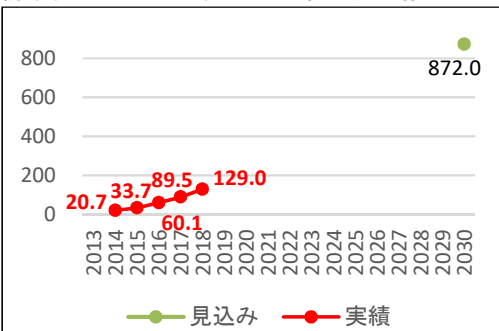
項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進

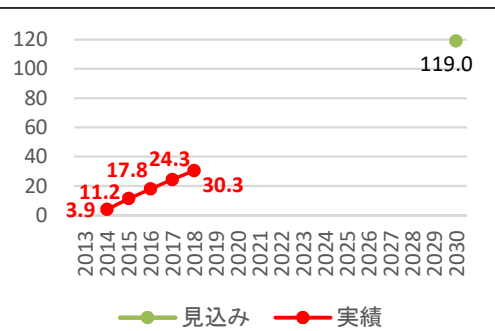
新築住宅

1. 排出削減量の見込と実績

新築住宅における省エネ基準適合の推進

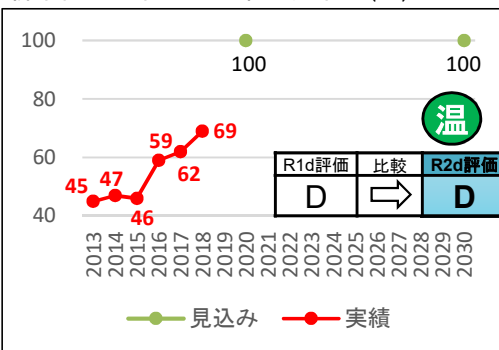


既存住宅の断熱改修の推進 (万t-CO₂)

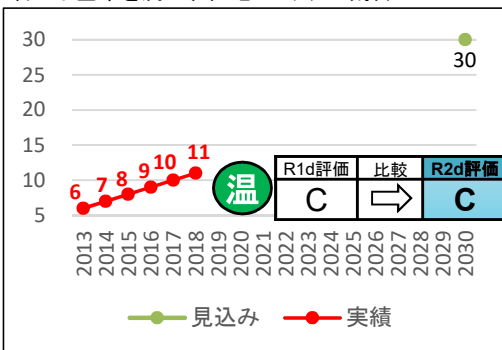


2. 指標

新築住宅の省エネ基準適合率 (%)



省エネ基準を満たす住宅ストックの割合 (%)



3. 評価

- ・新築住宅の省エネ基準適合率は、目標値の水準までにはさらなる施策が必要。
- ・省エネ基準を満たす住宅ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移

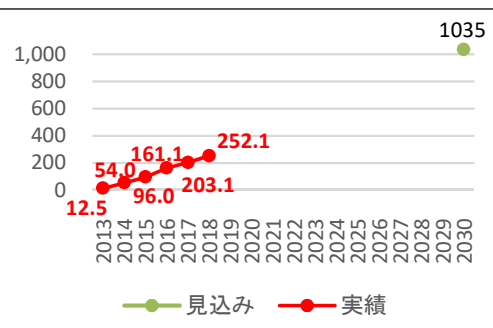
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、住宅トップランナー制度の対象に注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を追加することや戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、令和3年4月に全面施行されることとなったところ。

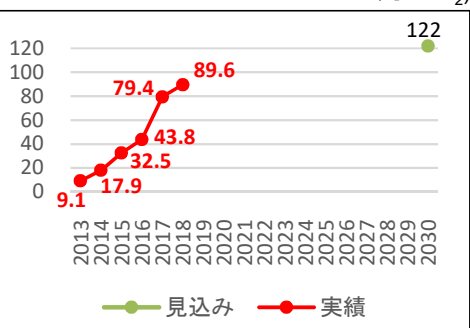
新築建築物

1. 排出削減量の見込と実績

新築建築物における省エネ基準適合の推進

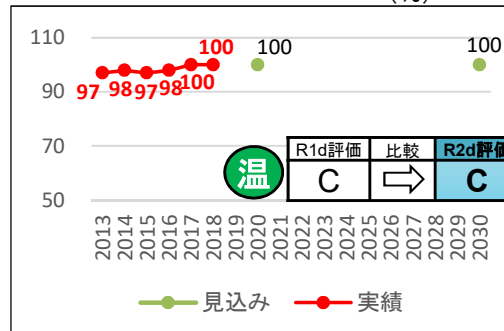


建築物の省エネ化(改修) (万t-CO₂)

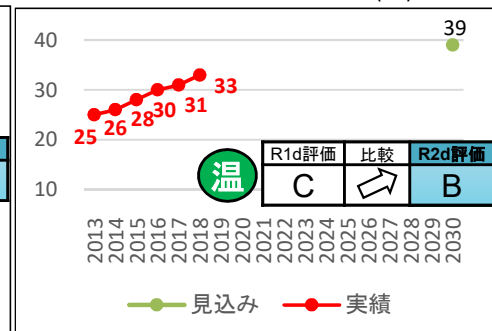


2. 指標

新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率 (%)



省エネ基準を満たす建築物ストックの割合 (%)



3. 評価

- ・新築建築物の省エネ基準適合率は順調に推移。
- ・省エネ基準を満たす建築物ストックの割合は目標に向けて緩やかに推移。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図る。
- ・なお、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に中規模のオフィスビル等を追加することや小規模店舗等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、令和3年4月に全面施行されることとなったところ。

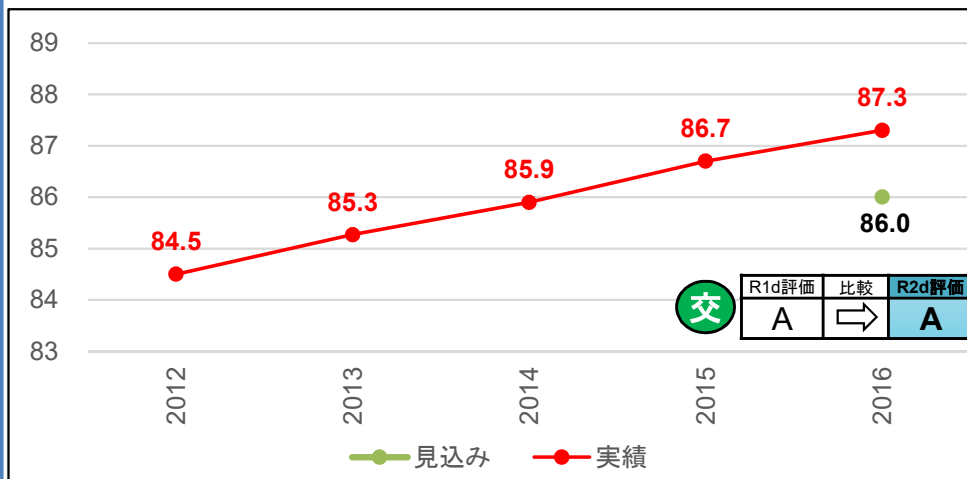
項目1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上

航路標識の自立型電源化

1. 指標

(航路標識の自立型電源導入率)

(%)



2. 令和元年度の実績

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

3. 令和2年度 of 取組

取組なし。

4. 評価

本施策は計画的に実施し、平成28年度をもって完了した。

5. 対策・施策の追加・強化等

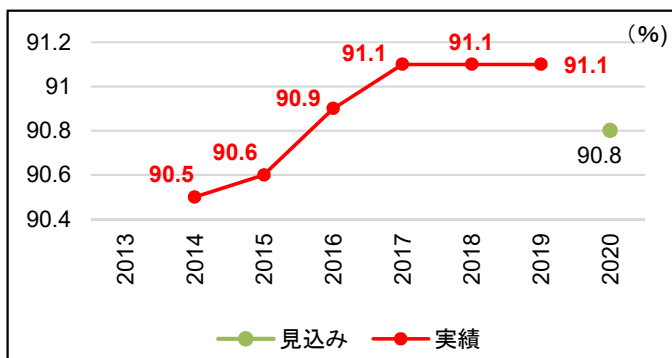
次期計画では激甚化する災害に対応した交通・物流システムの強化を図るため、交通・物流の機能確保の事前対策として新光源(高輝度LED)の活用等の航路標識の耐災害性強化を推進する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

集約型都市構造の実現

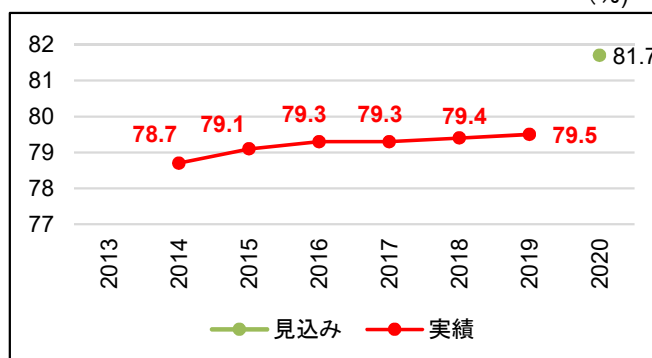
1.指標 (公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合)



(三大都市圏)



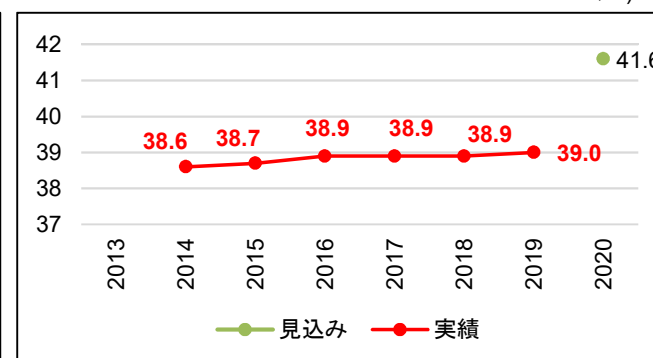
R1d評価	比較	R2d評価
A	⇒	A



(地方中枢都市圏)



R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D



(地方都市圏)



R1d評価	比較	R2d評価
D	⇒	D

2. 令和元年度の実績

立地適正化計画及び低炭素まちづくり計画の策定等に必要な支援を実施した。

令和元年度末時点で522都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち310都市が計画を作成・公表した。また、25都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。

令和元年度末時点で108都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち7都市が当該年度に策定した。また、4都市が策定に向けて検討をはじめている。

3. 令和2年度の取組

立地適正化計画及び低炭素まちづくり計画の策定等に必要な支援を継続して実施。

令和2年12月末時点で559都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち347都市が計画を作成・公表した。また、26都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。

令和2年度末時点で110都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち1都市が当該年度に策定した。また、4都市が策定に向けて検討をはじめている。

4. 評価

地方中枢都市圏及び地方都市圏においては、施策効果が直接は反映されず指標が横ばいとなっているものの、集約型都市構造の実現に向けた対策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、まちづくりと交通施策が連携した取組の推進を図るため、社会資本整備総合交付金等による取組支援を継続して実施する。

令和3年度予算 社会資本整備総合交付金631,128百万円の内数

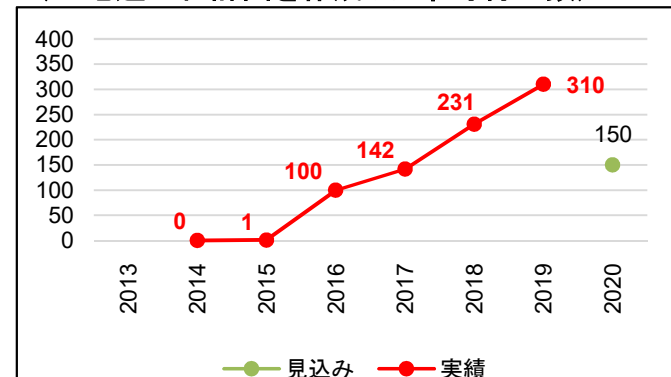
集約都市形成支援事業500百万円の内数

都市構造再編集中支援事業70,000百万円の内数

都市・地域交通戦略推進事業900百万円の内数

・指標

(立地適正化計画を作成した市町村の数)(市町村数)

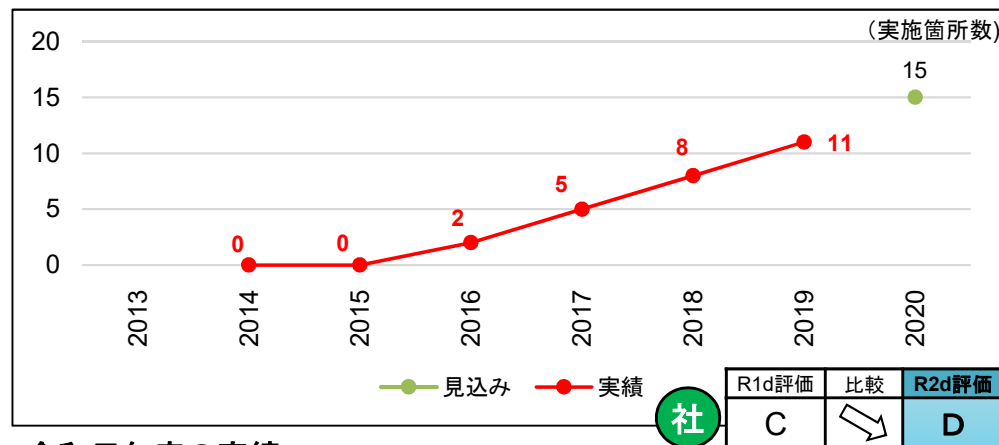


R1d評価	比較	R2d評価
A	⇒	A

項目1-1 低炭素都市づくりの推進

エネルギー面的利用の推進
地区・街区レベルでの包括的な都市環境対策の推進

1. 指標(一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数)



2. 令和元年度の実績

国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数: 2地区)

3. 令和2年度の取組

国際競争業務継続拠点整備事業により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数: 3地区)

4. 評価

一定の都市開発と合わせて整備されるため、導入までに期間を要するが、完了地区も増加しており、取組は進捗している。

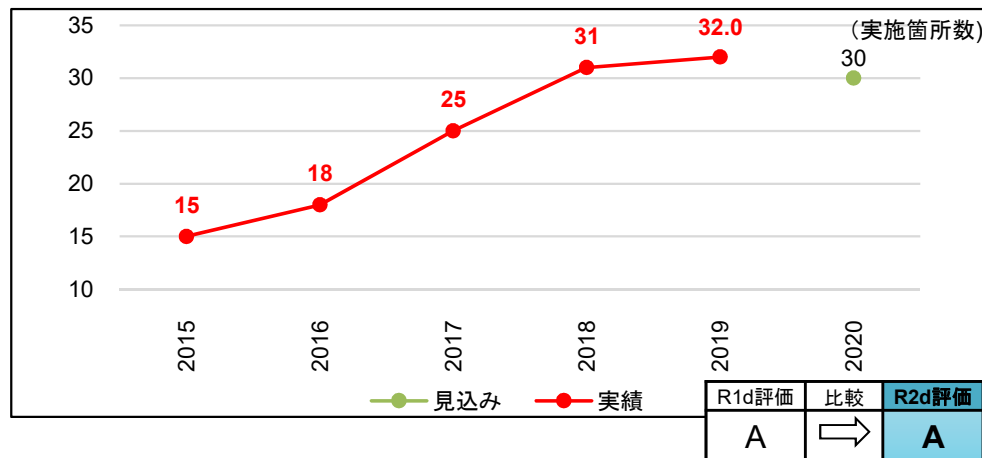
5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、都市部でのエネルギーの自立化・多重化・効率的な利用を推進するため、国際競争業務継続拠点整備事業等により、複数街区にまたがるエネルギー面的ネットワーク(エネルギー導管)の整備等を支援する。

令和3年度予算 12,820百万円の内数

都市の低炭素化のための下水熱利用の推進

1. 指標(下水熱利用実施箇所数)



2. 令和元年度の実績

下水道法改正(平成27年5月)において、民間事業者による下水道管渠への熱交換器の設置を可能とする規制緩和が行われた。

下水熱アドバイザー制度により、平成27~30年度において、38の地方公共団体等へ下水熱利用に係る支援を実施した。

3. 令和2年度の取組

下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への支援、マニュアルの改訂による技術整理を実施し普及展開に努めるとともに、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)による車道融雪実証実験を実施。

4. 評価

施策は着実に進捗し、平成30年度末時点で目標を達成した。

5. 対策・施策の追加・強化等

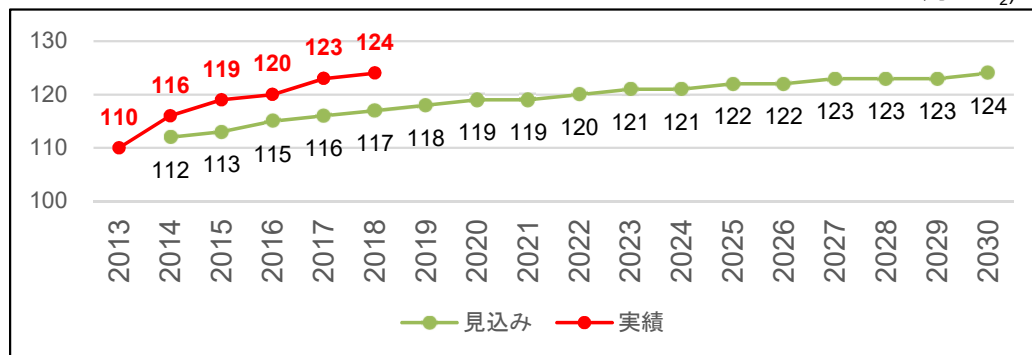
次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドライン及び下水熱利用マニュアルの活用により民間事業者による下水熱利用数の増加を目指す。

項目1-10 温室効果ガスの吸収源対策の推進

都市緑化等の推進

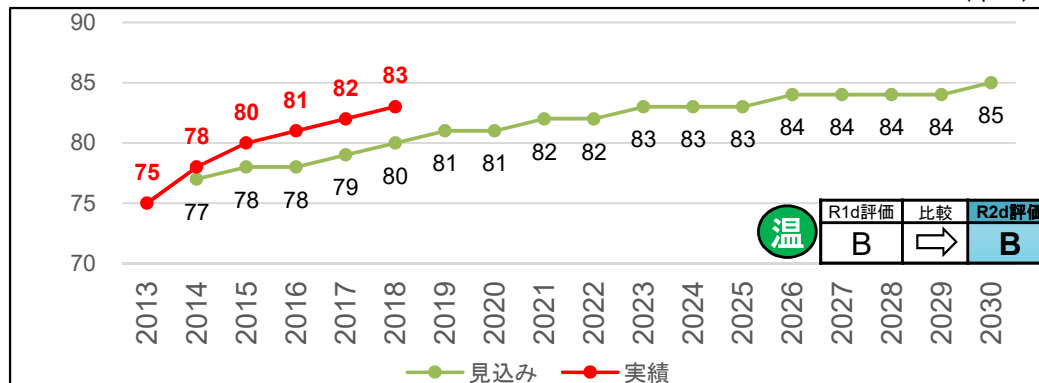
1. 吸収量の実績と見込み

(万t-CO₂)



2. 指標(都市公園等の整備面積:累計)

(千ha)



進捗	R1d評価	比較	R2d評価
	B	→	B

3. 評価

見込み値を上回る結果となった。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き都市公園の整備や道路、港湾等における都市緑化の更なる推進を図る。

※見込み値の根拠

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、設定。

都市緑化等による吸収源の確保



柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

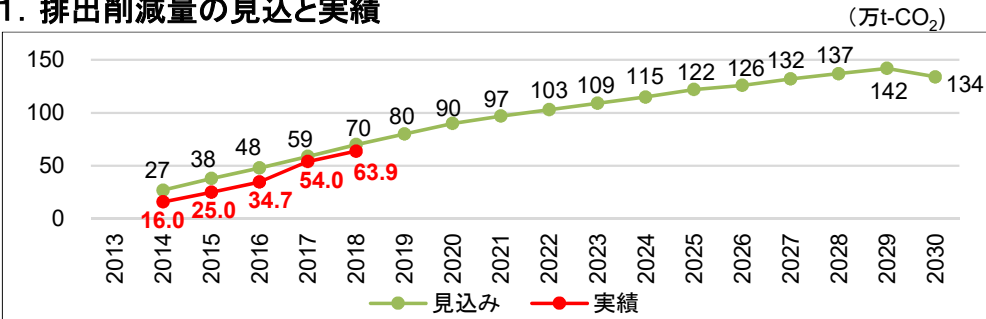
項目1-8 下水道における省エネ対策等の推進

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による省エネ技術の普及
 下水処理場における省エネ・省CO₂対策の推進
 2-3下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）による下水道資源の有効利用技術の普及
 2-3下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

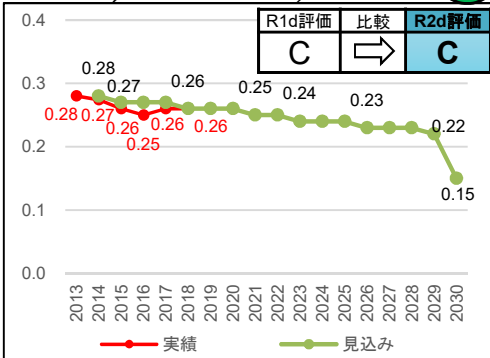
下水道における省エネ・創エネ対策の推進

1. 排出削減量の見込と実績

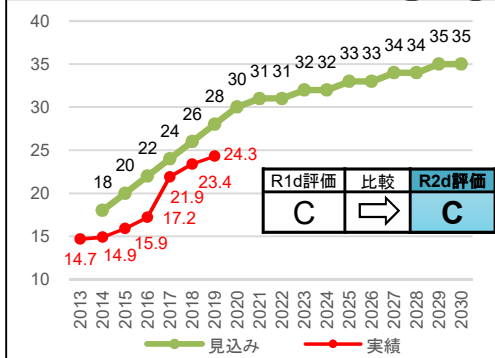


2. 指標

処理水量当たりエネルギー起源CO₂排出量 (t-CO₂/千m³)



下水污泥エネルギー化率 (%)



3. 評価

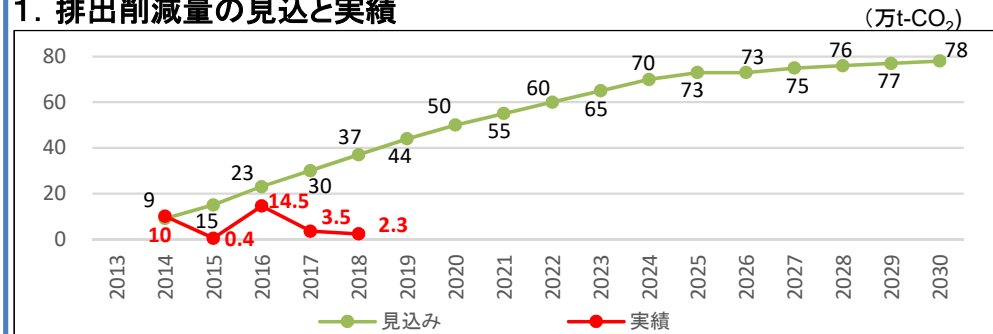
処理水量当たりエネルギー起源CO₂排出量、下水污泥エネルギー化率、CO₂排出量については、全体として概ね目標を達成している。

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・平成27年5月の下水道法改正では発生污泥の燃料としての再生利用に関する努力義務を規定。
- ・平成27年3月に下水污泥エネルギー化ガイドラインの策定（平成28年3月改訂）、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。
- ・次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドライン及びマニュアルの周知・活用推進等を行い、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化、個別案件形成事業による地域バイオマスの集約を行い、創エネの取組の推進等及び処理場の省エネルギー化を推進する。

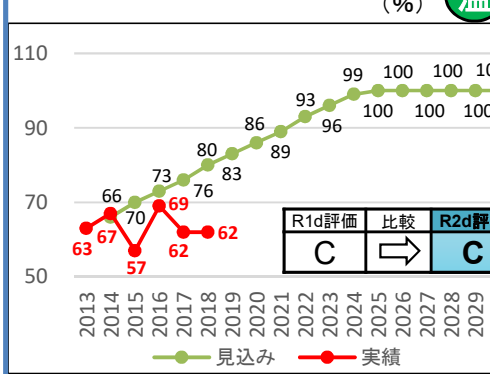
下水污泥焼却施設における燃焼の高度化

1. 排出削減量の見込と実績

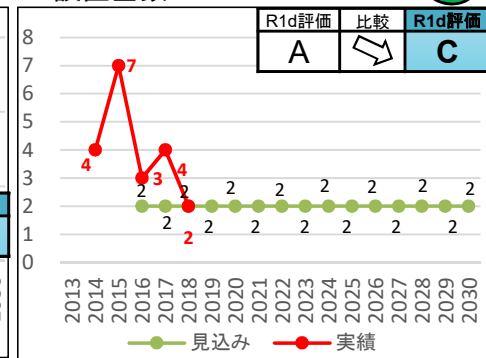


2. 指標

下水污泥焼却高度化率 (%)



新型炉・固形燃料化炉の設置基数 (基)



3. 評価

排出削減量、焼却高度化率の目標の達成にむけて更なる取組が必要。

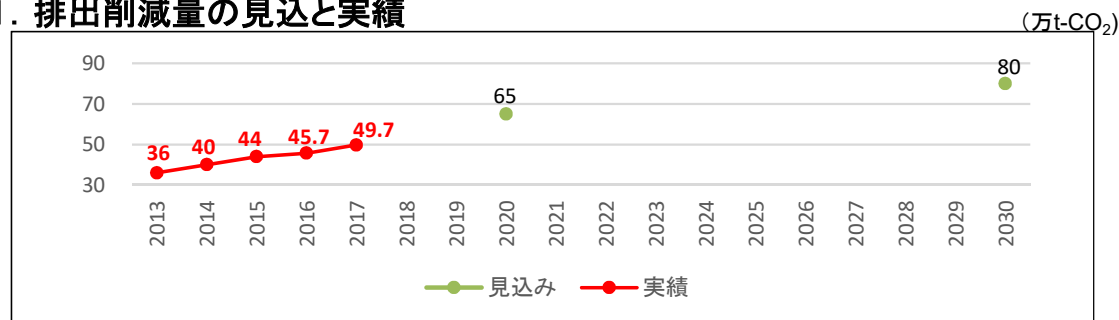
4. 対策・施策の追加・強化等

- ・流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進
- ・平成30年度より、下水污泥焼却設備の設置・更新におけるN₂O排出削減技術導入の交付金対象要件化
- ・次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドライン及びマニュアルの周知・活用推進等を行い焼却施設における省CO₂化を進める。

項目1-9 建設機械の環境対策等の推進

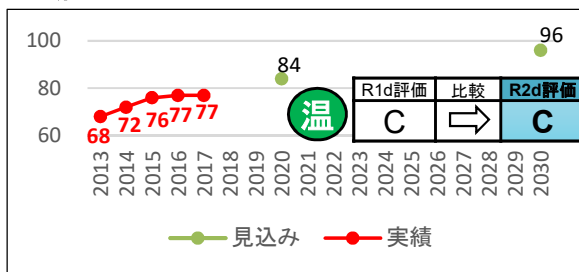
燃費性能の優れた建設機械の普及促進

1. 排出削減量の見込と実績

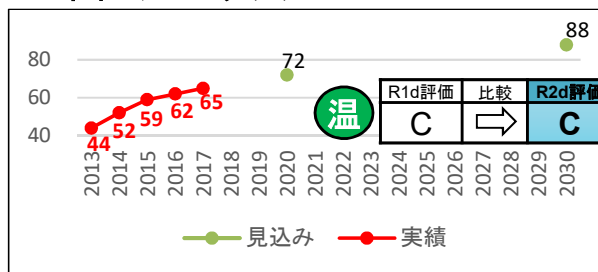


2. 指標(燃費性能の優れた建設機械等の普及率)

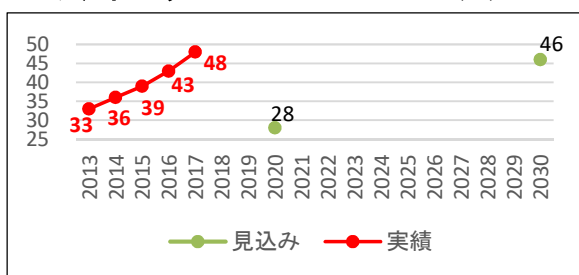
油圧ショベル(%)



ホイールローダ(%)



ブルドーザ (%)



3. 評価

対策評価指標等については、順調に推移しており、2030年度目標水準と同等程度になると考えられる

4. 対策・施策の追加・強化等

- ・燃費基準達成建設機械認定制度等の認知度の向上
- ・認定機械への低利融資制度による普及支援

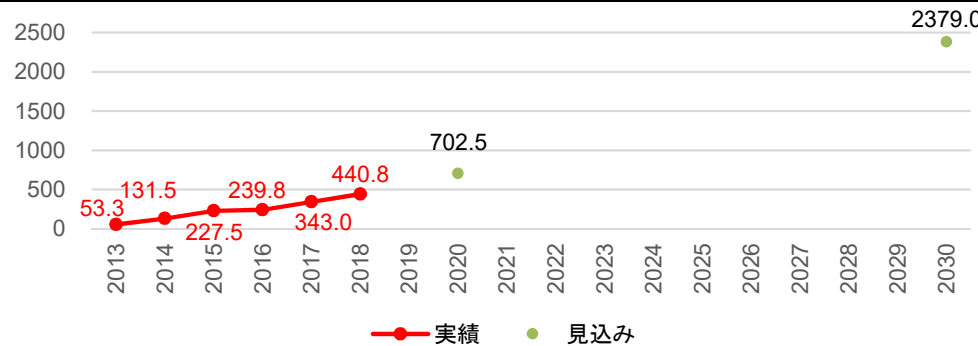
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-2 環境対応車の開発・普及、最適な利活用の推進

自動車の燃費の改善、環境対応車の普及促進等

1. 排出削減量の見込と実績

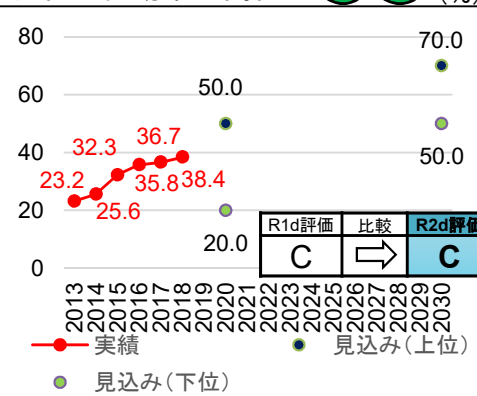
(万t-CO₂)



2. 指標

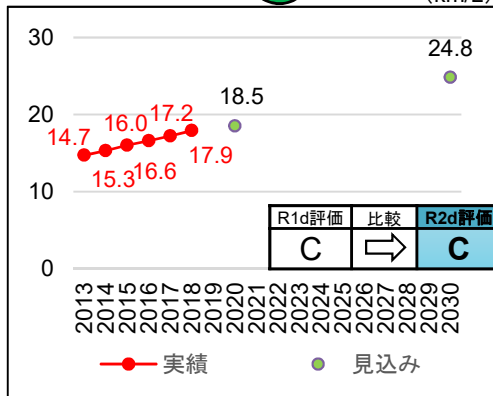
新車販売台数に占める次世代自動車の割合

温交 (%)



平均保有燃費

温 (km/L)



3. 評価

国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を行っている。次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加しており、施策は進捗している。

※ 本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。

4. 対策・施策の追加・強化等

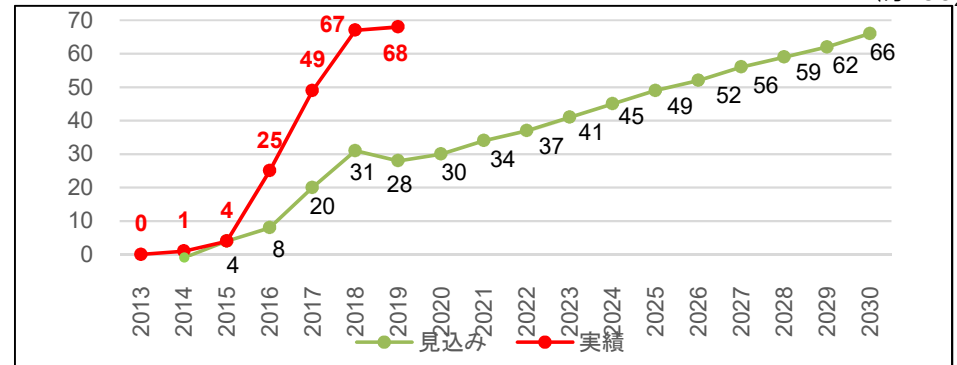
次期計画においても、環境対応車の普及促進等を図っていく必要がある。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

エコドライブの推進にかかる広報活動や普及促進のための環境整備

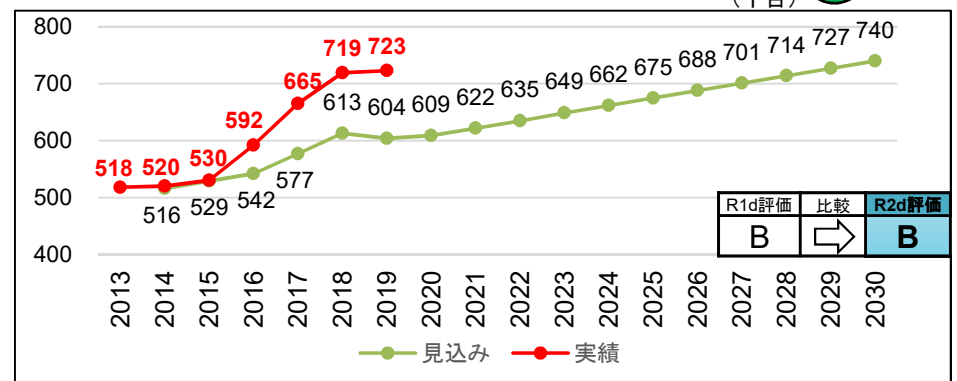
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(エコドライブ関連機器の普及台数)

温 (千台)



3. 評価

エコドライブ関連機器の普及台数(対策評価指標)は2019年度の見込みに対して約20%上回っており、CO₂排出削減量の推移から、エコドライブ関連機器の導入によるCO₂の排出削減効果が現れてきていると考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

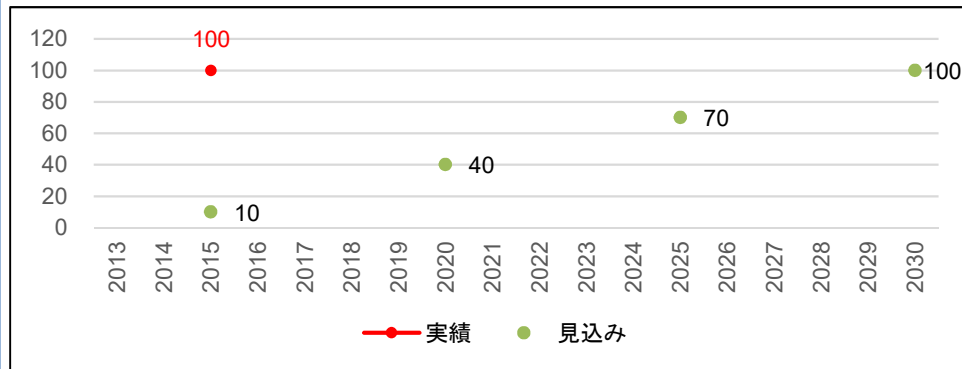
次期計画においても、エコドライブの周知・普及により対策・施策の着実進捗を図っていく必要がある。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

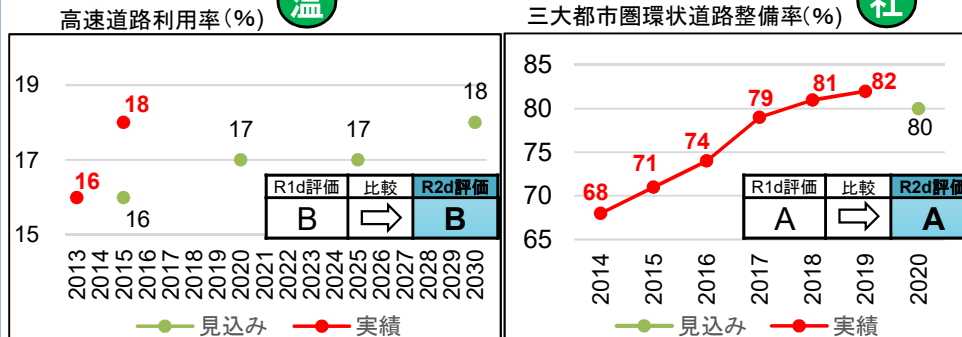
項目1-3 交通流対策等の推進

効率的な物流ネットワークの強化
ETC2.0等を活用した道路を賢く使う取組
自転車利用環境の整備・支援
開かずの踏切対策
路上工事の縮減

1. 排出削減量の見込と実績 ※高速道路利用率に基づく算出 (万t-CO₂)



2. 指標



3. 評価

2015年度における対策指標の実績値が目標値である18%に上昇しており、交通流対策が着実に進捗していることが増加の要因と考えられる。2030年度までの各年度の推計値については、全国道路・街路交通情勢調査が5年毎の調査であるため、示すことは困難だが、引き続き、取組を継続することにより、2030年度の目標水準は達成できると考えられる。

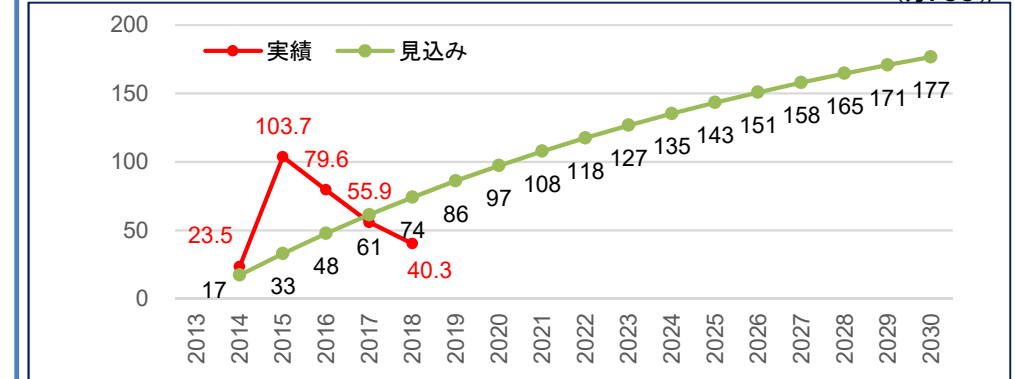
4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても引き続き環状道路等幹線道路ネットワークの強化等の道路交通流対策を実施。

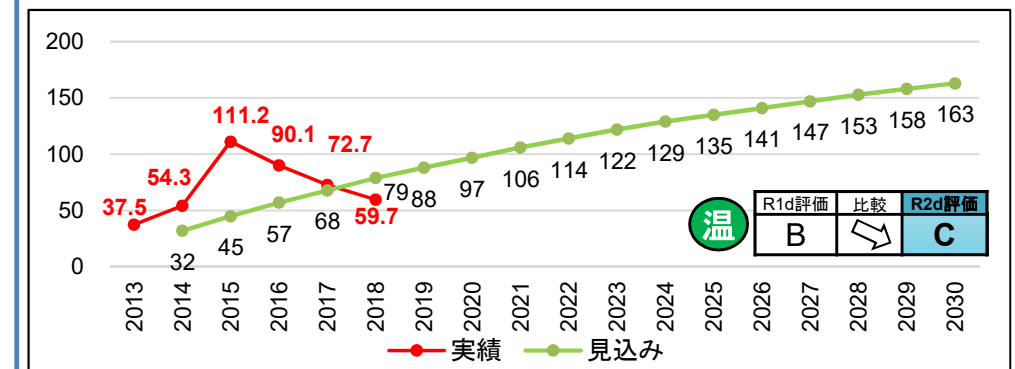
項目1-4 公共交通機関の利用促進

公共交通機関の利用促進

1. 排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



2. 指標 (自家用交通からの乗換輸送量) (億人キロ)



3. 評価

施策は着実に進捗している

※2015年度は新線の整備等があり、鉄道の旅客輸送人キロ及び利用分担率が伸びたが、2016年度以降は公共交通利用分担率が大きく変動する要素は見られなかった。なお、2018年度までの鉄道の旅客輸送人キロが増加傾向にあり、今後も新線の整備等に伴う利便性向上や、公共交通機関利用促進にむけた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動等の対策・施策の実施による効果が見込まれ、2030年度の目標水準と同等程度に到達すると見込んでいる。また、一部指標とする数字が公表されていないため、2018年度の実績を最新値として記載。

4. 対策・施策の追加・強化等

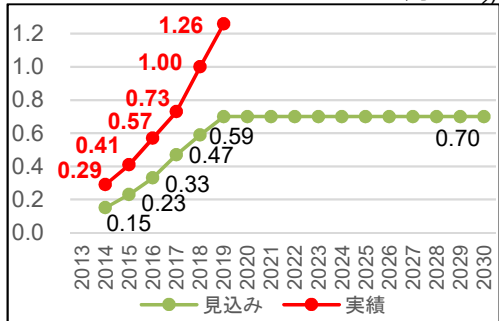
次期計画においては、CO₂排出の少ない輸送手段の導入や、MaaSの社会実装等を通じた公共交通の利便性向上による更なる利用促進を目指すこととする。

項目1-5 物流の効率化等の推進

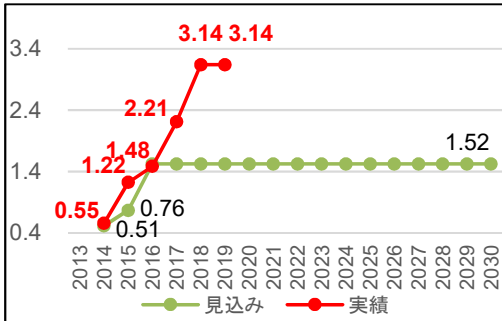
港湾における総合的な低炭素化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

省エネルギー型荷役機械等の導入の推進 (万t-CO₂)

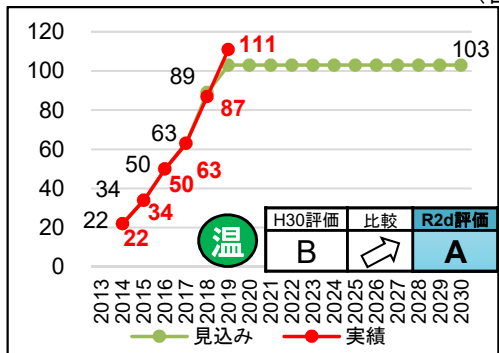


静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進 (万t-CO₂)

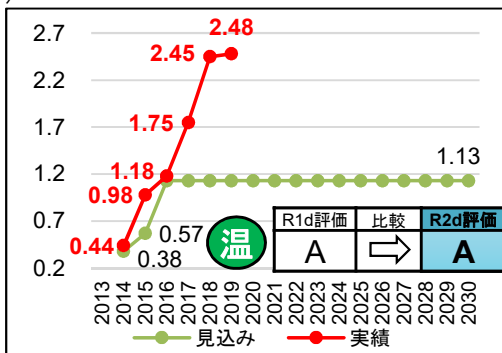


2. 指標

省エネルギー型荷役機械の導入台数 (台)



陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量 (億トンキロ)



3. 評価

省エネルギー型荷役機械等の導入及び、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進することにより、概ね見込み値の想定以上にCO₂排出量が削減されており、港湾における総合的な低炭素化が図られている。

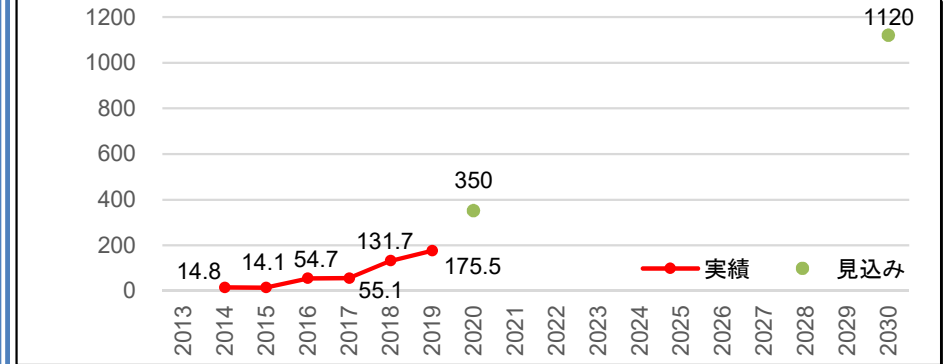
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入推進及び静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化を推進しつつ、次期計画においては温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を進める。

物流施設における環境負荷の低減

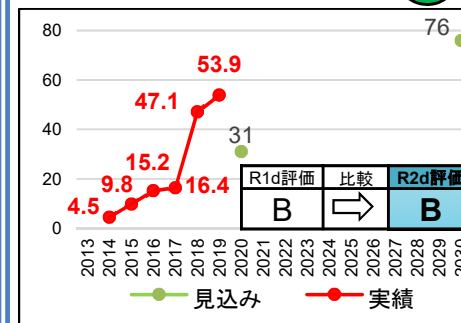
1. 排出削減量の見込と実績

※自然冷媒機器累計導入件数に基づく算出 (万t-CO₂)

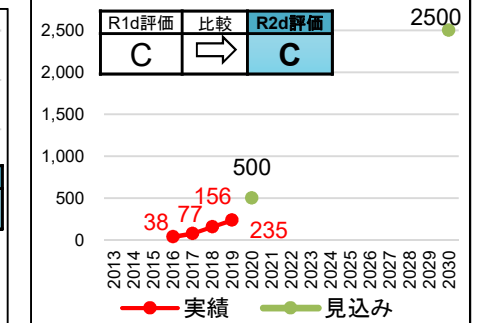


2. 指標

自然冷媒機器累計導入件数(百件)



燃料電池フォークリフト導入件数(件数)



3. 評価

省エネ自然冷媒機器の導入件数については、想定よりやや緩やかなペースで増加している。また導入に伴うCO₂の削減量については、規模の小さい機器の導入が先行したこともあり、現時点では目安数値を下回っているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

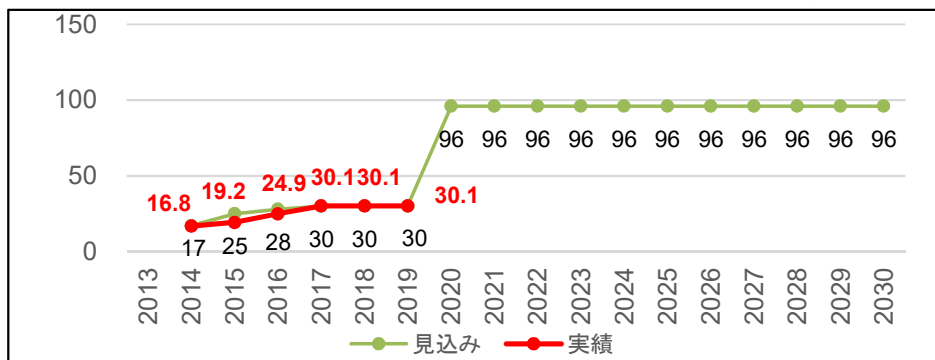
脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業等により、引き続き物流施設における環境負荷の低減を図る。

項目1-5 物流の効率化等の推進

港湾の最適な選択による貨物の陸上距離の削減

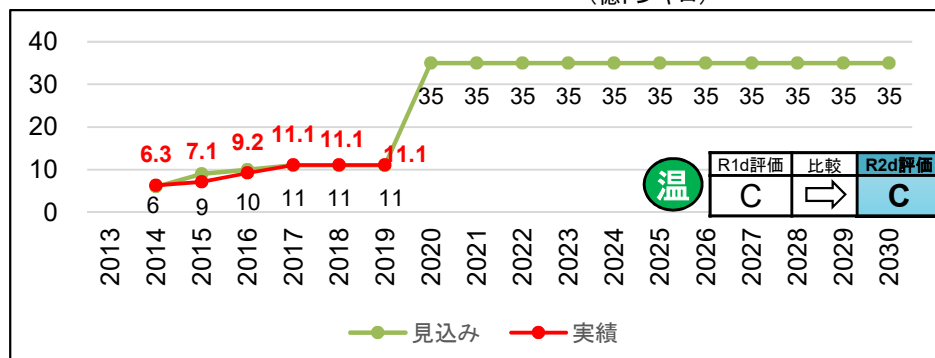
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(貨物の陸上輸送の削減量)

(億トンキロ)



温	R1d評価	比較	R2d評価
	C	⇨	C

3. 評価

実績値は、概ね見込み通り進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、港湾整備事業を実施する。

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

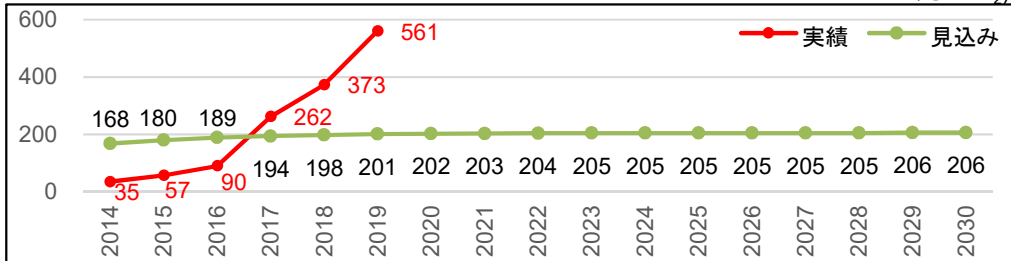
項目1-5 物流の効率化等の推進

トラック輸送の効率化

トラック輸送の効率化

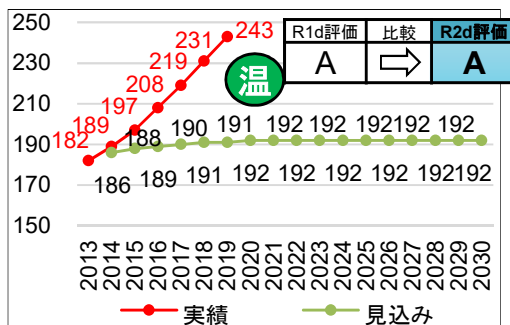
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)

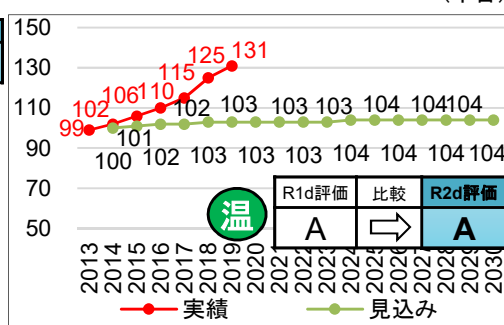


2. 指標

(車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数) (千台)



(トレーラーの保有台数) (千台)



3. 評価

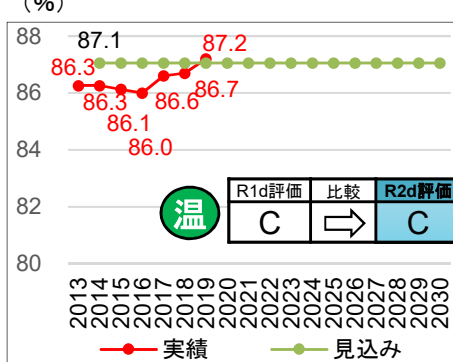
「車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数」については、2018年度と比較して約5%上昇し、2019年度の見込みに対しては約27%上回っている。「トレーラーの保有台数」については、2018年度と比較して約5%上昇し、2019年度の見込みに対しては約27%上回っている。

「営自率」については、2018年度から約0.6%増加し、2019年度の見込みに対して約0.1%上回っている。自家用トラックの需要は一定程度存在すると考えられることから、営自率は横ばいとなっているものと考えられる。

4. 対策・施策の追加・強化等

過去の実績値は増加傾向にあるため次期計画においても、引き続き大型車両の導入支援を行い車両の大型化を進めるなど、トラック運送事業者の環境対策に関する取組を加速するための仕組みづくり等を推進し、トラックにおける二酸化炭素排出量の削減に努める。

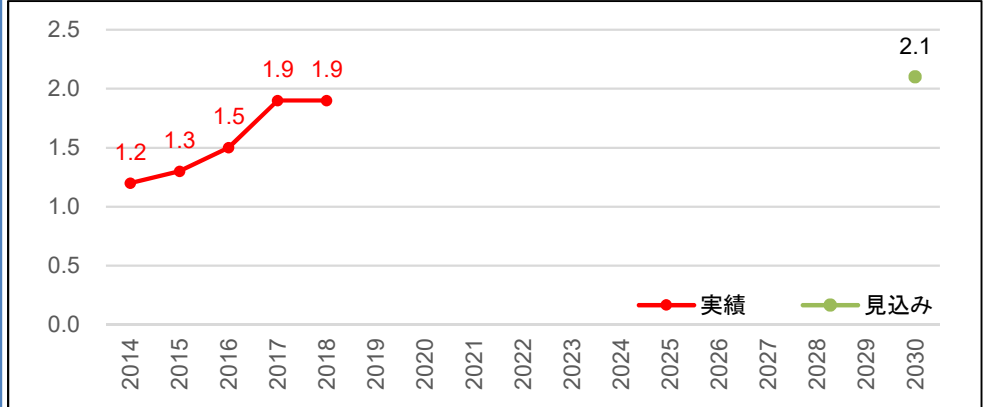
(営自率) (%)



共同輸配送の推進

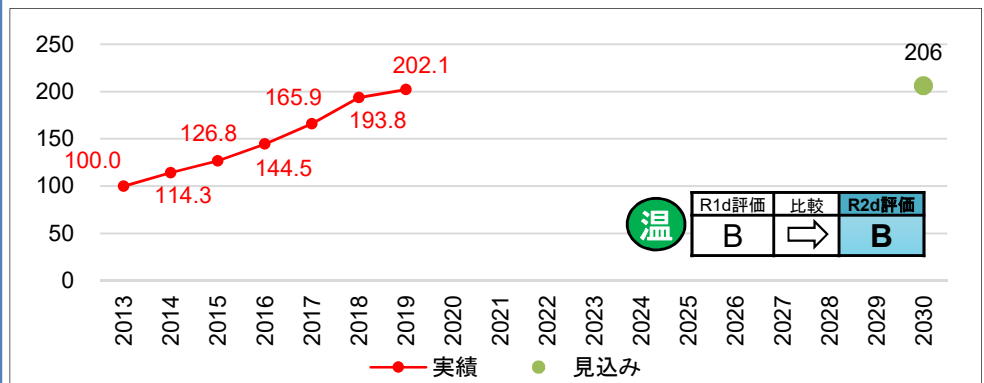
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(共同輸配送の推進)

(%)



3. 評価

近年の事業者の環境意識の向上やトラックドライバー不足を背景に、共同輸配送の取組は着実に進んでいる。

4. 対策・施策の追加・強化等

- 次期計画においては、引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。
- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
 - ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助等

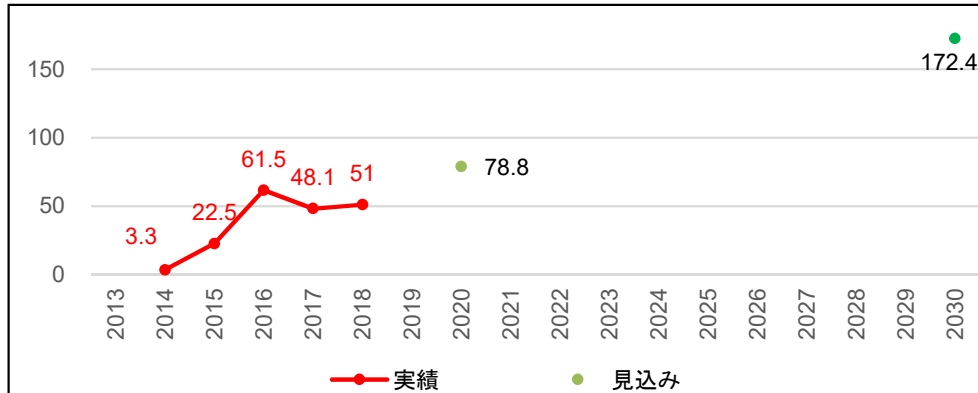
柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

項目1-5 物流の効率化等の推進

モーダルシフト等の推進

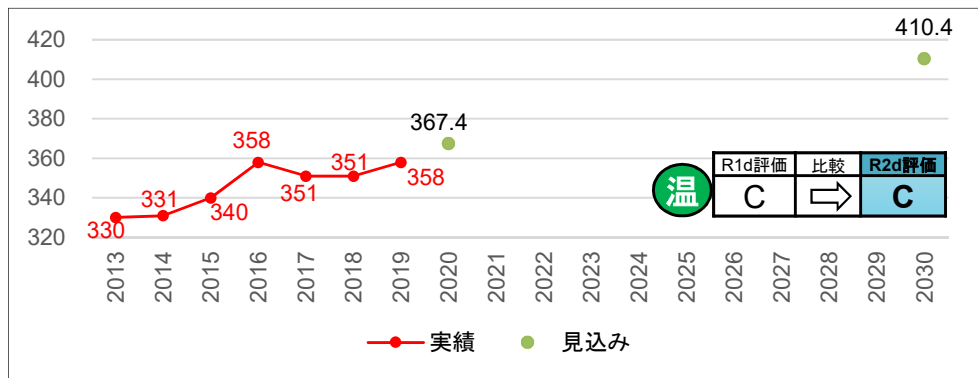
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(海運貨物輸送量)

(億トンキロ)



3. 評価

令和元年度の内航海運による貨物輸送量はモーダルシフトに資する船舶の大型化が進んだこと等を背景に増加しており、目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。

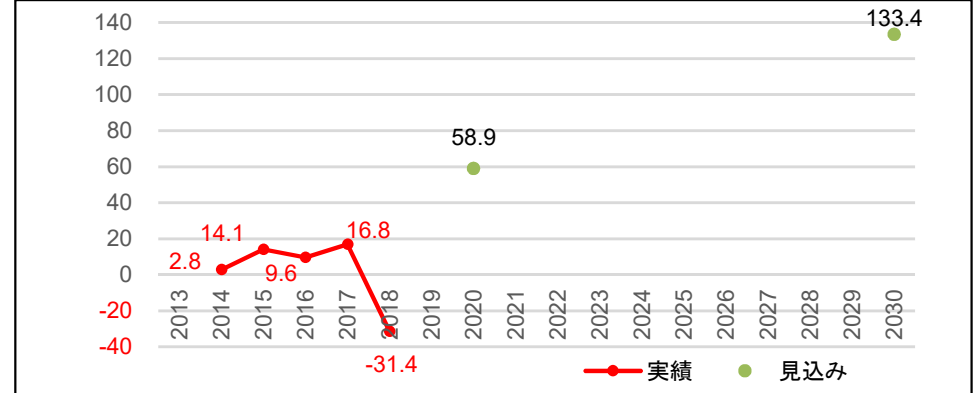
4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。

- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・エコシップマークの普及促進
- ・新たな表彰制度(海運モーダルシフト大賞)の創設 等

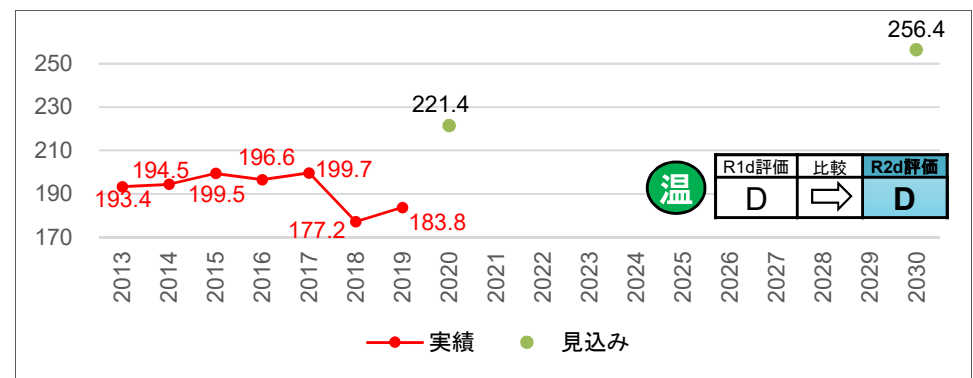
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(鉄道貨物輸送量)

(億トンキロ)



3. 評価

平成30年度及び令和元年度の鉄道貨物輸送量は台風災害等の影響により減少。

4. 対策・施策の追加・強化等

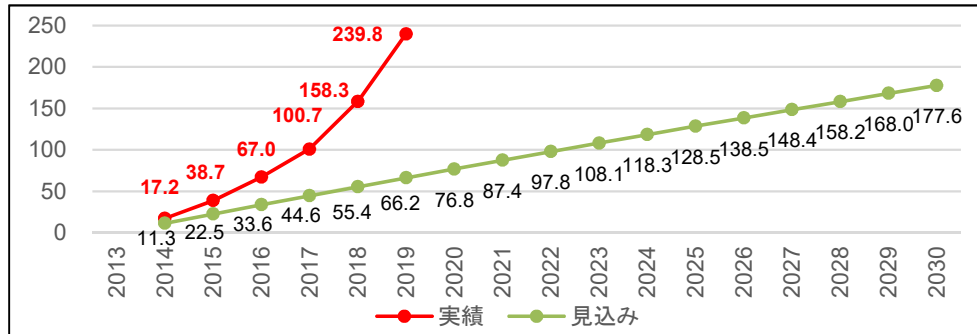
- ・次期計画においては、引き続き、下記対策・施策を着実に実施するとともに、「新たな輸送サービス(ブロックトレイン、定温貨物列車等)」への支援を実施予定
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助
- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークの普及促進
- ・大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援
- ・大規模災害を受けた路線の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー:鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施 等

柱1 地球温暖化対策・緩和策の推進

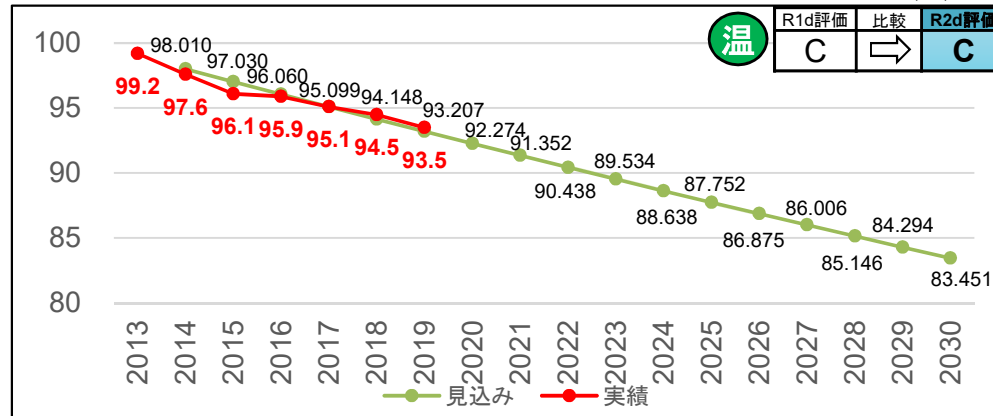
項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

鉄道のエネルギー消費効率の向上

1. 排出削減量の見込と実績



2. 指標(エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2012年度基準))



3. 評価

エネルギー使用に係る原単位の改善率については、前年度に比べ大きく改善したものの見込み値には達していないが、CO₂排出削減量については既に2030年度目標水準を上回った。

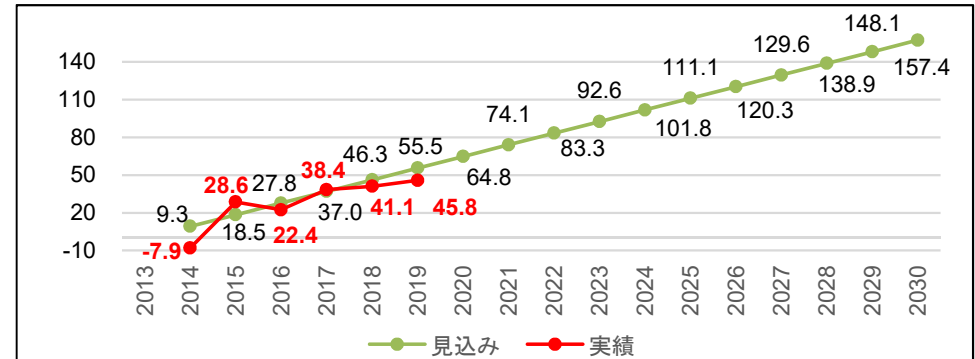
引き続き、補助事業、租税特例等により省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援し、鉄道事業者が年平均1%のエネルギー使用に係る原単位の低減目標を達成できるよう取組を推進する。

4. 対策・施策の追加・強化等

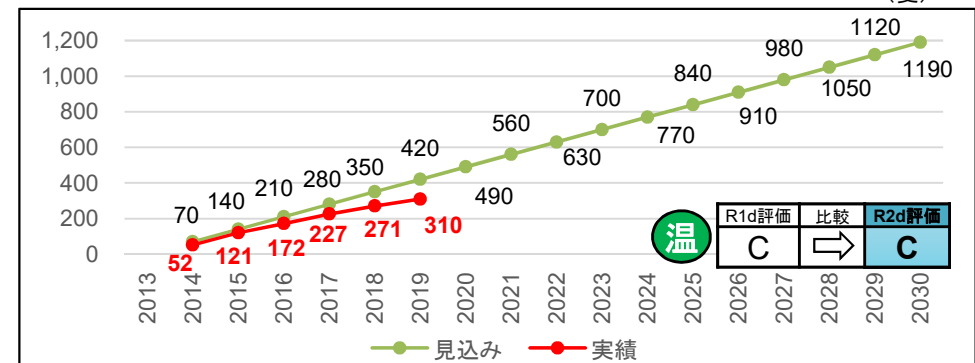
次期計画においては、引き続き、補助事業、租税特例等により、省エネ型車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を支援

省エネに資する船舶の普及促進

1. 排出削減量の実績と見込み



2. 指標(省エネに資する船舶の普及隻数)



3. 評価

省エネに資する船舶の普及隻数については、船舶の大型化による輸送の効率化によって内航船全体の隻数が減少したこと、省エネ量及び排出削減量については省エネに資する船舶の普及隻数が当初の想定ほど増加していないこと等により見込み値を下回っている。今後も引き続き内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金、(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、船舶に係る特別償却制度等により、省エネルギー船舶の普及が進むことが見込まれる。

4. 対策・施策の追加・強化等

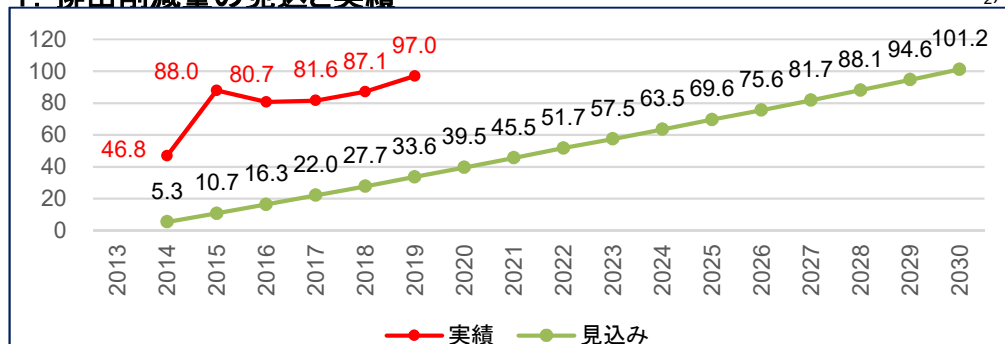
- ・内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金(令和元年度予算 62.0億円の内数)
- ・(独)鉄道建設・運輸施設支援機構の共有建造制度、特別償却制度
- ・内航船省エネルギー
- ・次期計画においても、上記の対策等により、船舶分野の低・脱炭素化に向けた取組を推進する。

項目1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化

航空における低炭素化の促進

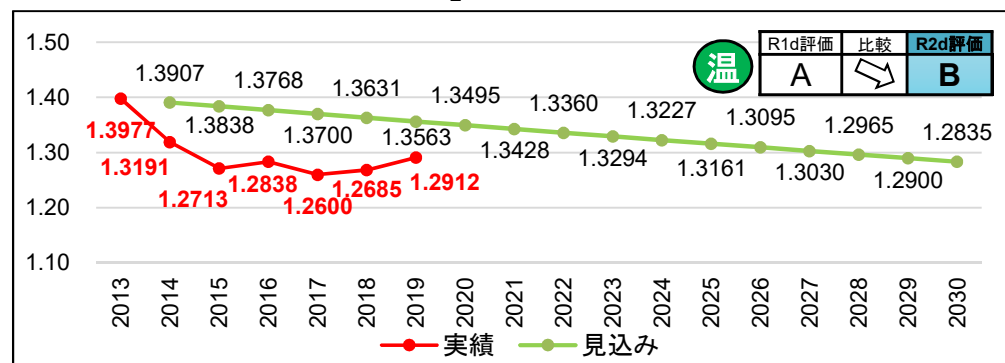
1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)



2. 指標(単位輸送量当たりのCO₂排出量)

(kg-CO₂/トンキロ)



3. 評価

2019年度の排出削減量の実績値は増加傾向にあり、同年度の目標水準見込みを達成している。

2019年度の対策評価指標の実績値は前年度と同等または若干増加したが、同年度の目標水準見込みは達成している。

4. 対策・施策の追加・強化等

令和3年3月に、「航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会」及び「空港分野におけるCO₂削減に関する検討会」を立ち上げたところ。航空機運航分野においては、機材・装備品等への新技術導入、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進の方策、また空港分野においては空港の施設・車両からのCO₂排出削減等の取組みを加速するとともに、空港を再エネ拠点化する方策を検討し、次期計画における対策・施策への反映を検討する。

柱2 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

施策	指標	評価	目標値	最新値	対応
項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進					
●海洋再生可能エネルギーの利活用					
	指標なし	○			洋上風力発電の導入促進
項目2-2 小水力発電等の推進					
●小水力発電等の推進					
	直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量	B	16,000	15,400	管理用発電設備の導入が可能なダムにおける導入等を促進
項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進					
●下水道バイオマス等の利用の推進					
	下水汚泥リサイクル率	B	85	76	B-DASHプロジェクトガイドライン等の活用によりバイオガス化、固形燃料化等のエネルギー化を推進
	下水汚泥エネルギー化率	C	35	24.3	
項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進					
●インフラ空間を活用した太陽光発電の推進					
	指標なし	○			各分野における導入拡大を推進
項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援					
●再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供					
	指標なし	○			最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析により高精度の気候の再現データの公表等を推進
項目2-6 国土交通分野の技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進					
●水素社会実現に向けた取組					
	指標なし	○			各分野における水素等次世代エネルギーの利活用拡大を推進

項目2-1 海洋再生可能エネルギー利活用の推進

港湾における洋上風力発電施設の導入円滑化

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

再エネ海域利用法(平成30年法律第89号)の運用に向けて、令和元年5月に関係省庁と連携して再エネ海域利用法の基本方針を策定するとともに、同6月には、「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドライン」、「一般海域における占用公募制度の運用指針」を策定した。また、翌2年2月に改正港湾法の施行により、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)において、国による港湾施設の長期貸付及び複数の発電事業者間の利用調整を可能とする法制度が整備された。

2. 令和2年度の取組

再エネ海域利用法に基づく促進区域について、令和3年2月時点で『長崎県五島市沖』『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖』『秋田県由利本荘市沖(北側)』『秋田県由利本荘市沖(南側)』『千葉県銚子市沖』の5区域を促進区域として指定している。また、令和2年7月に新たに4区域を有望な区域として整理している。また、改正港湾法(令和2年2月施行)に基づき能代港、秋田港、鹿島港、北九州港の4港を基地港湾として指定し、既に地耐力強化などの必要な整備に着手。

3. 評価

令和3年2月時点で指定されている全ての促進区域について公募手続きを開始しており、新たに有望な区域に整理した4区域についても、協議会の組織を設立する等、促進区域の指定に向けた手続きを着実に進めている。また、経済産業省と合同で「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」を設立し、第1回を令和2年7月に、第2回を同年12月に開催している。当協議会の第2回において「洋上風力産業ビジョン(第1次)」を策定し、洋上風力発電の導入促進に着実に取り組んでいるところ。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き、経済産業省はじめ関係者と連携して、洋上風力発電の導入促進に向けた取り組みを進めるとともに、基地港湾のあり方に関する検討を行う。

浮体式・浮遊式の海洋エネルギー利用促進に向けた安全・環境対策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保しつつ、建造コスト・設置コスト低減につながる浮体構造の簡素化等を実現する設計・安全評価手法(新素材を用いた係留方法や浮体構造等の導入)について、有識者等から構成される検討会を開催して技術的検討を実施した。

また、平成30年度に実施した技術的検討(損傷時復原性の代替要件)の結果を踏まえ、関連する技術基準及びガイドラインを令和2年3月に改正した。

2. 令和2年度の取組

令和元年度に引き続き、浮体式洋上風力発電施設の建造コスト・設置コスト低減に向けて有識者等から構成される検討会を開催し、国際標準の動向を踏まえつつ、新素材を用いた係留方法や浮体等の設計・安全評価手法の確立のための技術的検討を実施している。

3. 評価

平成30年度までの検討結果(損傷時復原性の代替要件)を踏まえて技術基準を改正した他、浮体式洋上風力発電施設を構成する係留系に合成繊維索を用いた場合や浮体構造にコンクリートを用いた場合について、主に洋上設置時のそれらの挙動や特徴等に着目し、設計・安全評価手法の確立のための技術的検討を行う等、浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた環境整備の取り組みが着実に進んでいる。

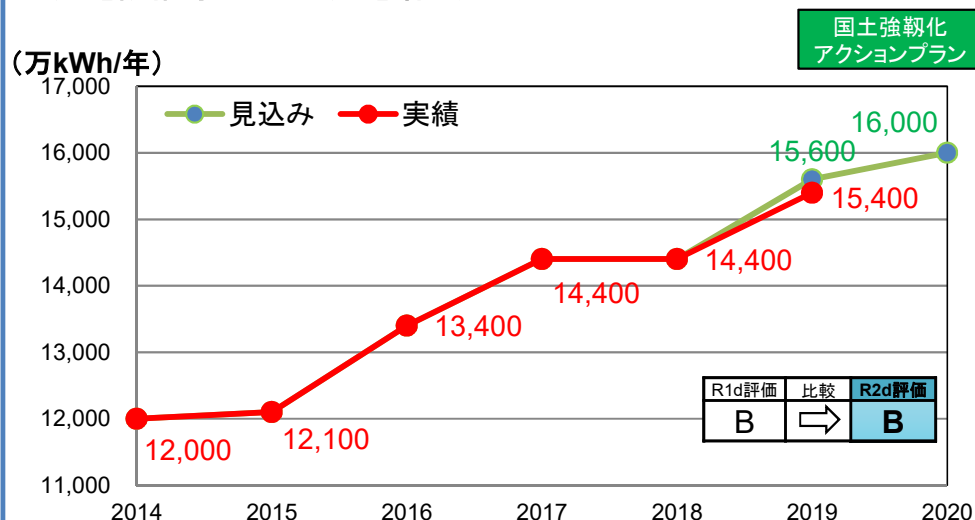
4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、浮体式洋上風力発電施設の設置後に実施される定期的な検査について、現在実施している検査内容と同等の安全性を担保しつつ、効率的かつ効果的な検査・モニタリング手法の効率化を実現するための技術的検討を実施し、技術基準や関連するガイドラインの見直し等を目指すとともに、浮体式洋上風力発電施設の安全評価手法の国際標準化等を進める。

項目2-2 小水力発電等の推進

小水力発電設備の設置等

1. 指標(直轄、水資源機構の管理するダムにおける管理用発電設備導入による発電増量)



1. 令和元年度の実績

直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進。

2. 令和2年度の取組

- ・直轄、水資源機構の管理する管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入。
- ・砂防堰堤において引き続き発電設備の導入を支援。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、管理用発電設備の導入が可能なダムにおいて導入を促進する。

また、砂防堰堤において発電設備の導入を支援する。

■直轄管理ダム等において、導入可能性の「総点検」結果に基づき、ダム管理用発電を積極的に導入

導入前

導入後

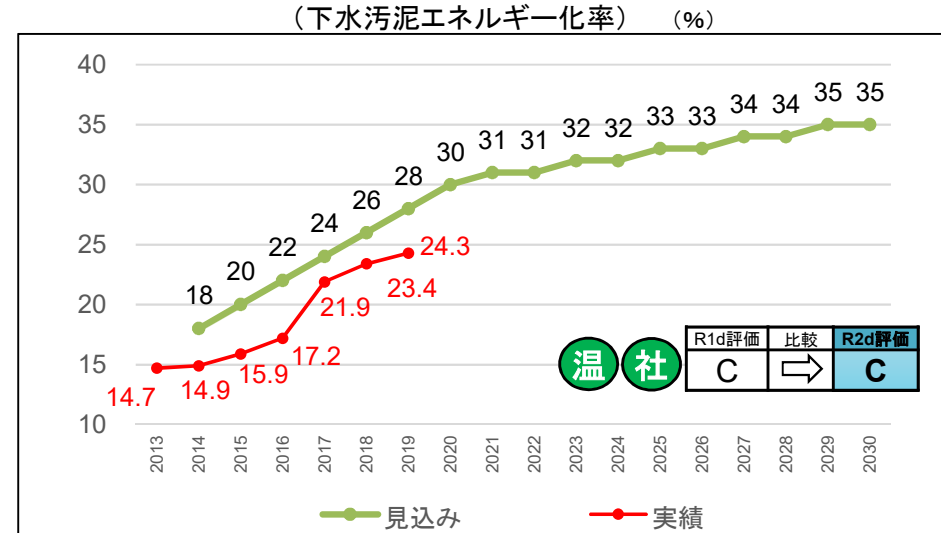
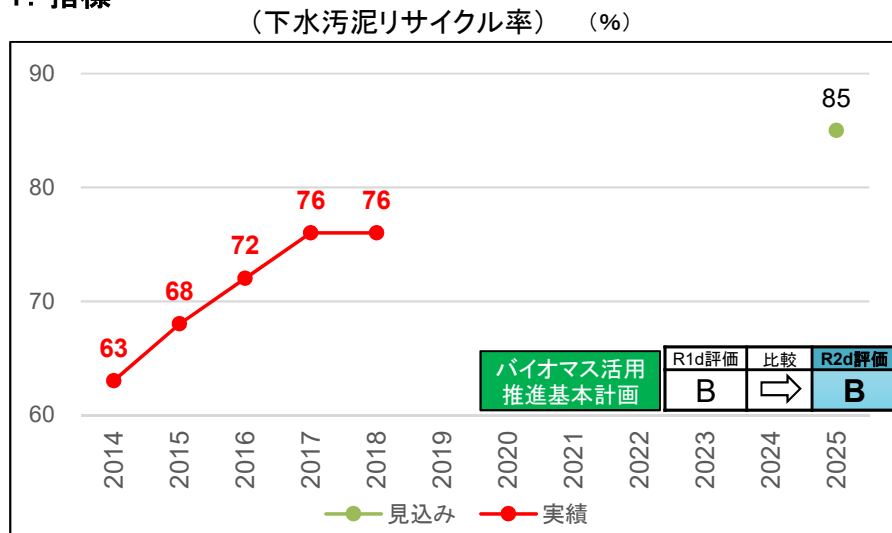


■砂防堰堤については、小水力発電の導入を支援

項目2-3 下水道バイオマス等の利用の推進

下水道資源の有効利用による創エネ等の推進

1. 指標



2. 令和元年度の実績

社会資本整備総合交付金事業等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、高効率消化によるエネルギー活用技術、省エネ型汚泥焼却技術、省エネ・低コストな水処理能力向上技術の実証を行った。

3. 令和2年度の取組

社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣、下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインの普及展開等により、バイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進。

また、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、中小規模向け低コスト汚泥減量化技術の実証を行った。

4. 評価

下水汚泥エネルギー化率については、平成27年5月の下水道法改正による汚泥の燃料としての再生利用が努力義務化されたことを受け、近年大幅に伸びている。今後も施設の改築・更新にあわせたエネルギー化施設の導入が検討されており、より一層の増加が見込まれる。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、B-DASHプロジェクトガイドラインの活用、社会資本整備総合交付金等によりバイオガス化や固形燃料化等のエネルギー化を推進する。

項目2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進

公共インフラ空間（官庁施設、下水道、道路、公園、港湾、空港等）における太陽光発電設備の導入促進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- 下水処理場においては、固定価格買取制度(FIT)を活用し、民間事業者への処理場敷地を貸付するなど、下水処理場における太陽光パネルの設置を推進。
- 道路施設においては、道路管理者として、サービスエリアや道の駅等において太陽光等の再生可能エネルギー発電設備を活用。また、道路区域や都市公園においては、民間事業者等が太陽光発電設備等を占用物件として設置することが可能。
- 港湾施設においては、港湾管理者によって太陽光発電設備の導入を推進。
- 空港施設においては、空港の運営に伴うエネルギー消費量の削減等に取り組むエコエアポートの取組を推進。
- 官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電設備の導入を推進。

2. 令和2年度の取組

引き続き、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進した。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進し、太陽光発電の導入促進に貢献していく。

道路施設



名古屋環状2号線
(名古屋市・2000kW規模)

空港施設



羽田空港・貨物ターミナル
(国際線・2,000kW規模)

官庁施設



高松サンポート合同庁舎(南館)
(高松市・10kW規模)

下水処理場



神奈川水再生センター
(横浜市・約900kW規模)

港湾施設



横浜港
(横浜市・300kW規模)

項目2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援

再生可能エネルギー開発・運用に資する気象情報の提供

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・次期長期再解析のための気候同化システムの開発、入力データとして用いる観測データの整備を行うとともに、プロダクト作成のため本計算を開始した。
- ・数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの物理過程及び不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を実施した。

2. 令和2年度の取組

- ・引き続き次期長期再解析で用いる観測データの整備、プロダクト作成のため本計算を実施するとともに、プロダクトの品質評価を進めた。
- ・引き続き数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの鉛直高解像度化などの技術開発を継続して実施した。

3. 評価

最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析の実施に向けて、気候同化システムの開発、観測データの整備を実施するとともに、プロダクト作成のための本計算、プロダクトの品質評価を進めるなど、取組を着実に実施した。

また、数値予報モデルの精緻化に向けて、物理過程の改良及び予測の不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を着実に実施するとともに、鉛直高解像度化などの技術開発を進めた。

4. 対策・施策の追加・強化等

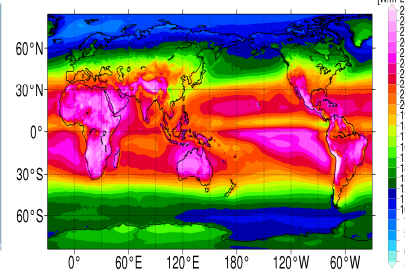
- ・発電施設の立地選定に係る気象条件の事前評価に利用可能な気象資料として、1958年から現在までの期間にわたって一貫した品質を持つ気候の再現データ「気象庁55年長期再解析(JRA-55)」を気象業務支援センター等を通じて提供している。
- ・次期計画においては、最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析を実施することにより、対象期間がさらに長く、解像度がより精細で、物理法則に従いつつも観測データに近いという、高精度の気候の再現データを提供する。
- ・さらには、再生可能エネルギーの発電予測及び電力消費予測に資する正確な気象情報を提供するため、雲の予測に重要な陸上・海上における水蒸気観測や、より多くの観測データを数値予報モデルに取り込んでいくなど、気象予測の精度を継続的に向上させていく。

【観測データ】



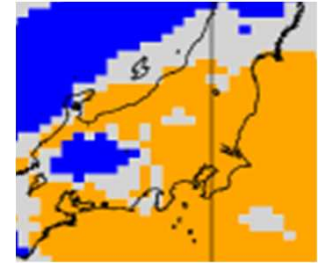
風の観測値

【気候再現データ】



世界の年平均太陽放射量

【予測データ】



数値予報から算出した
天気分布図

安定運用

発電量の適切な予測に
基づく、発電設備の効
率的・安定的な運用



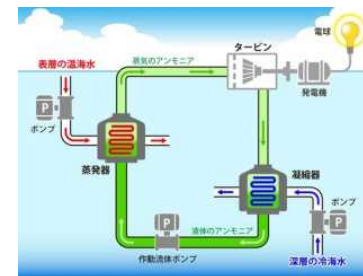
風力発電

立地選定

効率的な発電を行うた
めに、どの地域に発電
設備を設けるかの検討



太陽光発電



海洋温度差発電

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

燃料電池自動車に係る基準の整備等

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

(道路運送車両法の保安基準の取組)
 「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」の国内導入に向けて、道路運送車両法の保安基準等の改正を行い、平成28年6月に公布・施行を行った。これに伴い、燃料電池自動車の認証の相互承認が可能となった。

(建築基準法の取組)
 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示(平成17年国土交通省告示第359号)を平成29年5月に改正した。

2. 令和2年度の取組

(道路運送車両法の保安基準の取組)

(建築基準法の取組)
 平成29年度の告示改正により対応済み。

3. 評価

着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

(道路運送車両法の保安基準の取組)
 次期計画においても、燃料電池自動車に係る車両の保安基準等の見直しや認証の相互承認に向け検討を進める必要がある。

水素社会実現に向けた安全対策

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

平成29年度に当初の目標であった安全ガイドライン作成を完了している。

2. 令和2年度の取組

平成29年度に当初の目標であった安全ガイドライン作成を完了している。

3. 評価

燃料電池船の実用化に向け、安全面に係る技術的課題を整理し、ガイドラインを作成し、着実に成果を得た。

4. 対策・施策の追加・強化等

—

—

項目2-6 国土交通分野における技術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

液化水素の海上輸送体制の確立

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

安全基準の取組については平成28年度に達成済み。

2. 令和2年度の取組

安全基準の取組については平成28年度に達成済み。

3. 評価

我が国主導のもと、液化水素運搬船の安全基準案が暫定勧告として採択され、着実に成果を得た。

4. 対策・施策の追加・強化等

安全基準の取組については、平成28年度に達成済み。水素サプライチェーンの構築/水素の利活用については、経済産業省が引き続き推進していく。

パイロットプロジェクト 2020年頃に実証試験開始予定

パイロット荷役基地
(神戸市 神戸空港北東部)



パイロット船イメージ



商用プラントのイメージ

褐炭から水素を製造
(製造時に発生するCO₂は豪州で処理)

ラトロブバレー

【未利用資源 褐炭】

- ・水分が多く輸送効率が低い
- ・自然発火の危険性あり

メルボルン

● ブリズベン

● シドニー

● キャンベラ

日本へ海上輸送



商用船イメージ

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

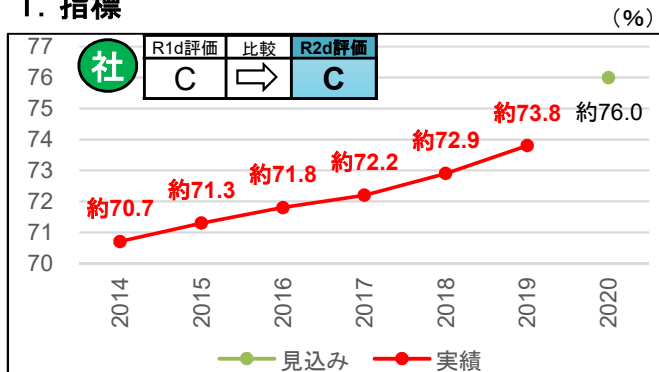
施策	指標	評価	目標値	最新値	対応
項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進					
●自然災害分野における適応策の推進					
	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率	C	約76	約73.8	洪水浸水想定区域の指定及びハザードマップの作成・公表、ハザードマップ等を活用した訓練の実施を推進
	最大クラスの洪水・内水・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合【洪水】	C	100	44.1	
	最大クラスの洪水・内水・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合【内水】	C	100	10	
	最大クラスの洪水・内水・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合【高潮】	C	100	25	
	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	B	約41	約41	住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を推進
	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の区域指定数	B	約63	約62	
	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数	A	約65	約67	

柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

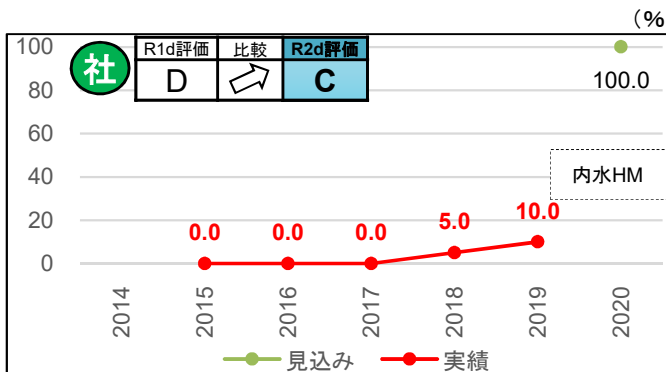
項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

水害に対する適応策の推進

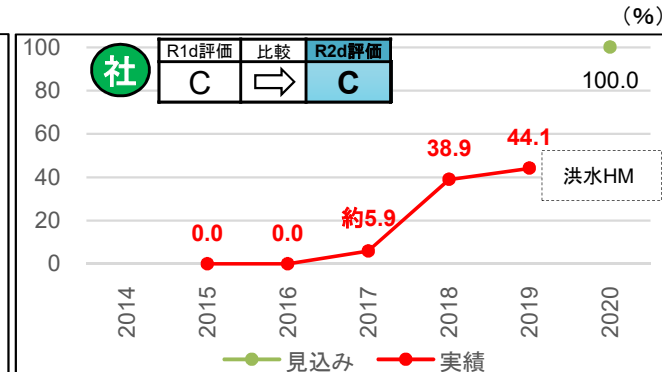
1. 指標



(人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率)



(最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)



(最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

2. 令和元年度の実績

- 河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- 洪水・内水・高潮については浸水想定区域の指定を促進するとともに、最大クラスに対応したハザードマップの作成・公表及び訓練の実施を促進した。

3. 令和2年度の取組

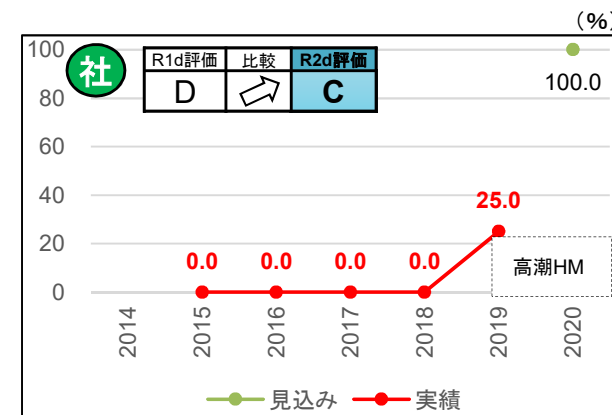
- 河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備を着実に推進。
- 洪水については、都道府県管理河川は、引き続き最大クラスの洪水浸水想定区域の指定を促進。
- 洪水ハザードマップを作成・公表し、訓練の実施が促進されるよう、全国の水防担当者を対象とした会議を開催し、作成等に関する働きかけを行ったほか、国土強靱化3ヶ年緊急対策等による財政的な支援や、ハザードマップ作成や活用に関する相談窓口の設置等の技術的支援を実施した。
また、大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、訓練等での利活用の状況を共有。
- 内水については、地下街を有する都市等の地方公共団体と連携することで、最大クラスの内水に対する浸水想定区域及び水位周知下水道の指定に向けた取組を促進し、令和2年度には福岡市、広島市において指定がなされた。
また、内水ハザードマップを作成・公表し、訓練の実施が促進されるよう、対象団体が参加する会議において作成等に関する働きかけを行ったほか、国土強靱化3ヶ年緊急対策等による財政的な支援や、ハザードマップ作成や活用に関する相談窓口の設置等の技術的支援を実施した。
- 高潮については、三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進。
また、最大クラスに対応したハザードマップを作成・公表し、訓練の実施が促進されるよう、全国の水防担当者を対象とした会議を開催し、作成等に関する働きかけを行ったほか、国土強靱化3ヶ年緊急対策等による財政的な支援や、ハザードマップ作成や活用に関する相談窓口の設置等の技術的支援を実施した。

4. 評価

- 河川の整備率については、ダムなど大規模な整備を実施している地域では完成するまで効果が発現されないため、見かけ上、達成率には反映されていないが、事業は着実に進捗している。
- 訓練実施のためには、対象とする河川・下水道・海岸を指定し、浸水想定区域図を作成した後に、ハザードマップを作成する必要がある。
- 市町村において、最大クラスに対応したハザードマップが作成されているところであり、訓練実施に繋がる取組は着実に進捗。
- ハザードマップを作成した自治体において、速やかに訓練が実施できるよう、引き続き国が適切に支援。
- 令和2年度までに実施した取り組みにより、令和2年度末に目標水準と同等程度になる見込み。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても、引き続き、河川改修や洪水調節施設の整備の着実な進捗を図る。
- ・また、水害リスク情報空白域の解消を目的に、原則、住家等の防護対象のある一級及び二級河川において、洪水浸水想定区域の指定及びハザードマップの作成、公表を進めるとともに、ハザードマップ等を活用した訓練の実施を推進。



(最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合)

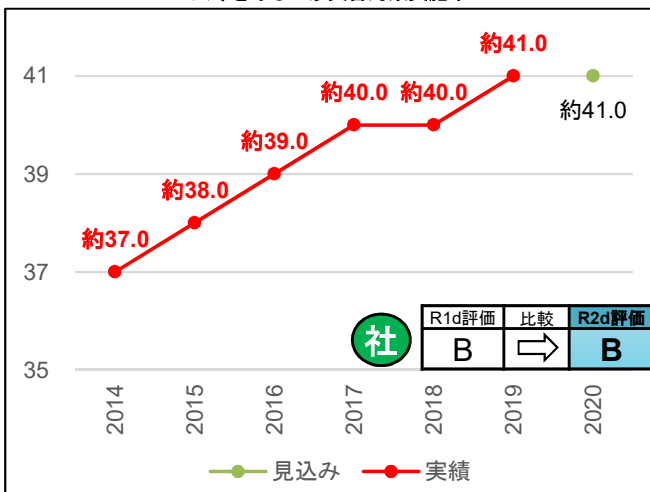
柱3 地球温暖化対策・適応策の推進

項目3-1 適応計画の策定及び同計画に基づくハード・ソフト両面からの総合的な適応策の推進

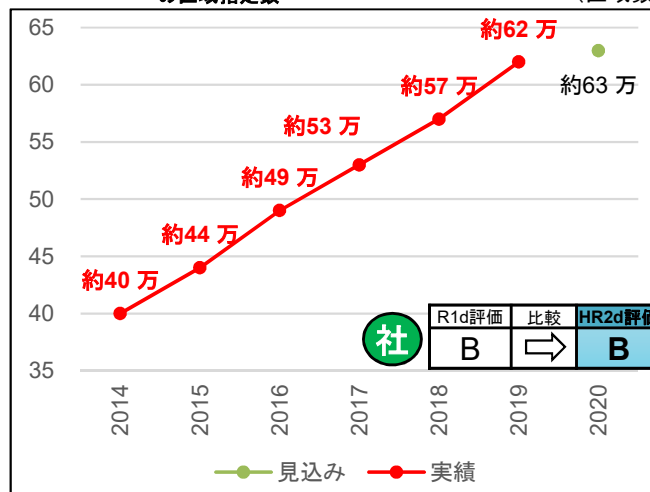
土砂災害に対する適応策の推進

1. 指標

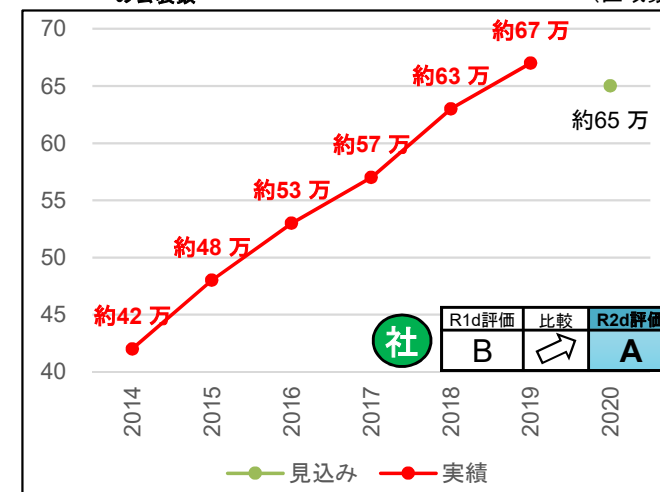
要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 (%)



土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の区域指定数 (区域数)



土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 (区域数)



1. 令和元年度の実績

- ・土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等

2. 令和2年度の取組

土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等を着実に推進。
土砂災害警戒区域等の指定による危険な区域の明示等を着実に推進。

3. 評価

施策は着実に進捗している

4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施等について取り組んで行く。

次期計画においては、住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組や、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を一層推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

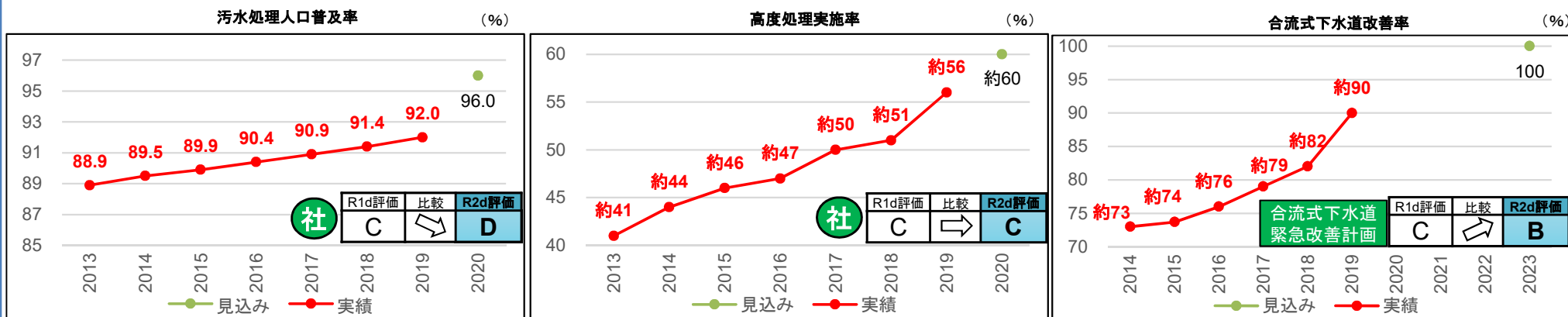
施策	指標	評価	目標値	最新値	対応
項目4-1 健全な水循環の確保等の推進					
●流域関係者連携等による水循環改善等の推進					
	汚水処理人口普及率	D	96	92	地域の実情に応じた低コスト技術や官民連携の下水道整備手法の導入により、効率的な汚水処理施設整備を推進
	良好な水環境創出のための高度処理実施率	C	60	56	
	合流式下水道改善率	B	100	90	
●水の効率的な利用と有効活用					
	国等の新築建築物における雨水利用施設設置率	A	100	100	官庁施設を新たに建設するに際し、雨水利用施設の設置を推進
●魅力ある水辺の創出					
	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合	B	50	48	関係者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を推進
項目4-2 海の再生・保全					
●海域環境の保全・再生・創出					
	指標なし	○			良好な海域環境の保全・再生の取組を推進
項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進					
●エコロジカルネットワークの形成に向けた取組の推進					
	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合	A	50	51.5	都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定に資する技術的支援の推進
	都市域における水と緑の公的空間確保量	B	14.1	13.6	都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進
	河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標の決定	B	100	100	協議会を通じて各地域で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に推進
	特に重要な水系における湿地の再生の割合	B	約70	約70	河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進
項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化					
●ヒートアイランド対策の推進					
	屋上緑化施工面積	A	118.1	149.6	屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を推進
	CO2削減量	A	1.91 0.41	2.92 0.62	検討中

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

下水道整備による水環境改善

1. 指標



2. 令和元年度の実績

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消を目的として、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設との連携を一層強化しつつ、下水道の整備の推進を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

3. 令和2年度の取組

引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備の推進を支援している。

4. 評価

- ・汚水処理人口普及率は、その伸びは過去のトレンドに比べて若干鈍化しているものの、着実に上昇していると評価できる。引き続き、下水道、集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと着実な汚水処理施設整備を推進しているため、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率について、その伸びは着実に上昇していると評価できる。現在は、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインを策定し普及を進めていることから、目標達成に向けて、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・合流改善率については、令和5年度までに下水道法施行令対応が求められる16都市において合流改善事業が実施されており、令和5年度には目標数値を達成できる見込み。

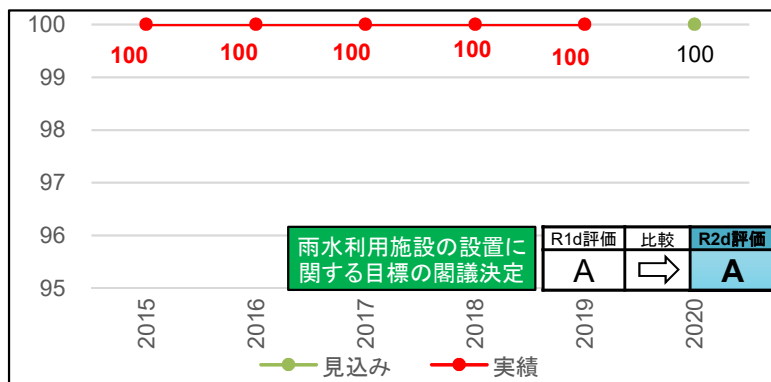
5. 対策・施策の追加・強化等

- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえたアクションプランや都道府県構想の随時の見直しや、きめ細やかな進捗管理、技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法の導入により、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

項目4-1 健全な水循環の確保等の推進

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進

1. 指標(国等の新築建築物における雨水利用施設設置率) (%)



2. 令和元年度の実績

雨水利用施設の設置に関する目標の閣議決定(平成27年3月)以降に事業に着手(設計業務の契約締結等)した建築物が目標の対象であり、令和元年度における目標の対象となる建築物は10棟。そのうち、雨水利用施設を設置した建築物は10棟。したがって、目標の達成状況は100%であった。また、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進した。

3. 令和2年度の取組

官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。令和2年度における目標の達成状況については令和3年12月に公表予定。

4. 評価

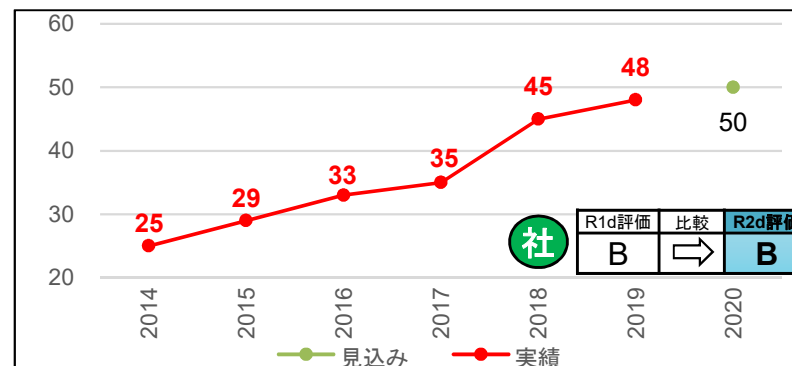
施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進するために、官庁施設を新たに建設するに際し、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、雨水の利用のための施設を設置を進める。

魅力ある水辺の創出

1. 指標(水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合)



1. 令和元年度の実績

水辺の賑わい創出に向け、平成28年6月2日より、民間事業者等がオープンカフェ等を用いて河川敷地を占有する場合の許可期間を、「3年以内」から「10年以内」へと延長した。併せて、民間事業者等の方々にも気軽にご利用いただける「かわまちづくりよろず相談窓口(略称:かわよろず)」を、水管理・国土保全局内に開設した。令和元年度末には、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合は48%となっている。

かわまちづくり計画の登録件数は、令和元年度末時点で229箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。

2. 令和2年度の取組

令和2年度は、新型コロナウイルスにより、「かわまちづくり意見交換会」等の取組は予定していないが、各地域において工夫しながらかわまちづくり協議会等の取組は行われている。

3. 評価

施策は着実に進捗している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合の増加に向け、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を一層推進する。

項目4-2 海の再生・保全

良好な海域環境の保全・再生・創出

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを青森港、阪南港等において実施した。

2. 令和2年度の取組

港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを青森港、阪南港等において引き続き実施した。

3. 評価

干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生が推進されていると評価できる。

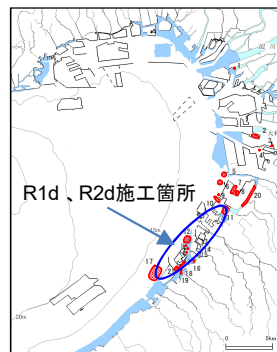
4. 対策・施策の追加・強化等

引き続き、干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生を図る。

<事例> 深掘り跡の埋戻し(阪南港)



トレミー船による窪地への土砂投入



位置図

油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

「令和元年8月の前線に伴う大雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。上記対応を含み、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約1,511千m³の漂流ごみ等を回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施。

2. 令和2年度の取組

「令和2年7月豪雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。上記対応を含み、令和2年4月～12月までの東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約1,189千m³の漂流ごみを回収。また、船舶の事故等により発生した浮流油について、放水拡散、航走攪拌等により油の除去を実施。さらに、油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施。

3. 評価

閉鎖性海域では河川からのごみの流入や、船舶事故等による油の流出が発生した場合に、これらが海域に滞留するため、継続的に回収を実施する必要がある。登録施策の実施により、海域環境の保全を図るとともに船舶の安全かつ円滑な航行を確保している。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団等と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進するとともに、海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ等、油の回収を実施する。また、油流出事故や緊急確保航路及び開発保全航路の埋塞等に対応するための防災訓練等を実施する。

項目4-2 海の再生・保全

全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、陸域からの汚濁負荷削減対策、モニタリングデータの共有化・発信等を実施。
- ・令和元年夏季に、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・東京湾沿岸に住む市民や企業、団体と国や自治体がともに、海の再生を考え行動するきっかけを提供する場として、令和元年10月に東京湾大感謝祭2019が横浜市で開催。
- ・海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関やNPO等が参加した「海の再生全国会議」を令和2年2月に東京都内で開催。

2. 令和2年度の取組

- ・令和2年8月～9月、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・令和2年10月、東京湾大感謝祭2020が横浜市で開催(オンライン)。
- ・令和3年2月、第15回海の再生全国会議を神戸市で開催(オンライン)。

3. 評価

東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁・自治体等の連携のもと、総合的な施策が実施されているとともに、東京湾においては「東京湾再生官民連携フォーラム」等と連携して東京湾再生の取組が実施されており、閉鎖性海域における環境改善のための施策が推進されていると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

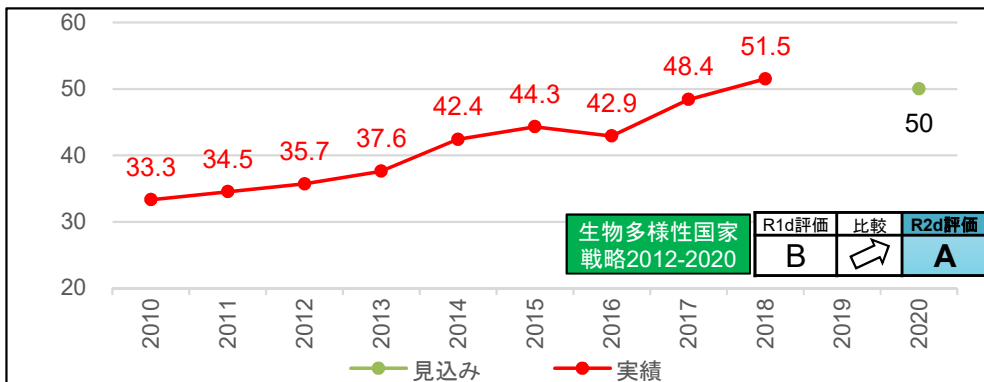
- ・各湾の再生行動計画に基づき、閉鎖性海域における環境改善のための総合的な施策を推進していく。
- ・東京湾においては、引き続き、東京湾再生官民連携フォーラムの企画運営委員会やPT活動を行い、東京湾再生に向けた取組を推進していく。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

都市における生物多様性の保全の推進

1. 指標(生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合) (%)



2. 令和元年度の実績

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている計画割合について、平成30年度の実績は、約52%となっている。

平成28年度策定した「都市の生物多様性指標(簡易版)」を地方公共団体において活用し、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進するため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の策定をした。

3. 令和2年度の取組

昨年度策定した「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を地方公共団体等へ公表した。

4. 評価

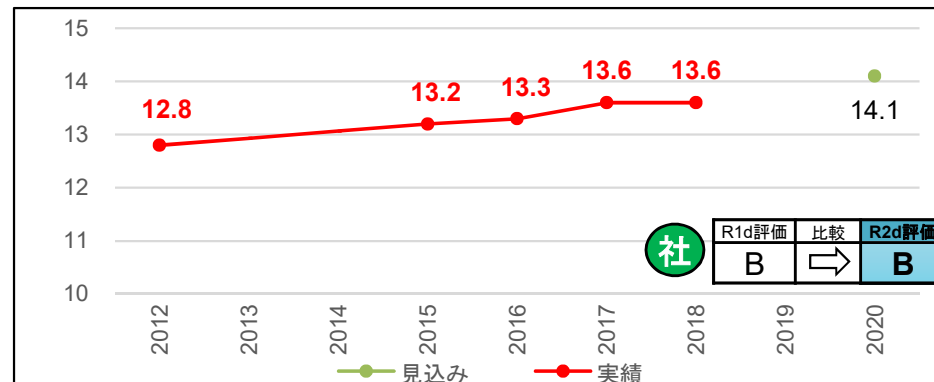
施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、「都市の生物多様性指標(簡易版)」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等、これまで作成したものを活用し、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

水と緑のネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり

1. 指標(都市域における水と緑の公的空間確保量) (㎡/人)



2. 令和元年度の実績

都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況

- ・都市公園等整備: 127,321ha(平成30年度末)
- ・特別緑地保全地区: 621地区 2,818ha(平成30年度末)
- ・近郊緑地保全区域: 25区域 97,330ha(平成30年度末)
- ・近郊緑地特別保全地区: 30地区 3,746ha(平成30年度末)
- ・歴史的風土保存区域: 32区域 20,083ha(平成30年度末)
- ・歴史的風土特別保存地区: 60地区 6,428ha(平成30年度末)
- ・風致地区: 765地区 170,099ha(平成30年度末)
- ・市民緑地契約制度: 169地区 100ha(平成30年度末)
- ・認定市民緑地: 7地区(平成30年度末)
- ・保存樹、保存樹林の指定: 3,687本 293箇所 111ha(平成30年度末)

3. 令和2年度の取組

社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

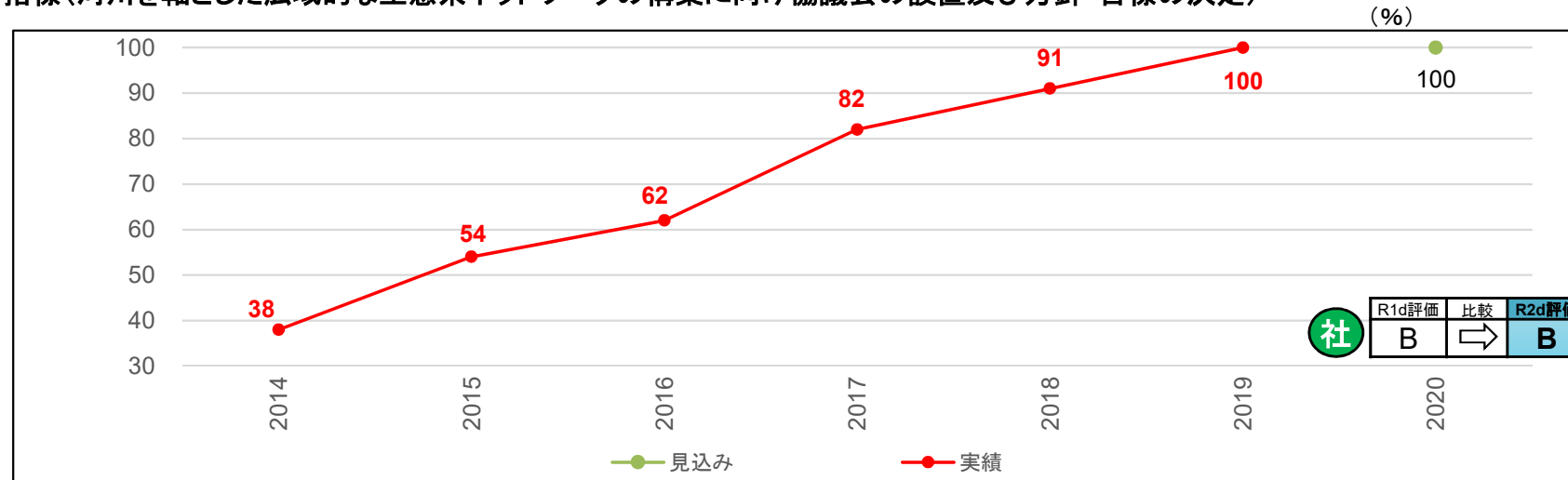
次期計画においては、都市の防災・減災にも貢献するグリーンインフラの取組等を促進するために、引き続き社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。

柱4 自然共生社会の形成に向けた取組の推進

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

流域連携の広域化による生態系ネットワーク形成

1. 指標（河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの構築に向け協議会の設置及び方針・目標の決定）



2. 令和元年度の実績

全国各地で、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置が促進されるよう、関東地域や円山川などの先進地域での検討経緯等をまとめ、各地域へ展開した。

また、生態系ネットワーク形成に高い関心を持つ全国の首長から成る「第4回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を開催し、自治体間の情報共有を行ったほか、「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組の普及を図った。

3. 令和2年度の取組

各地域で、生態系ネットワークの形成に向けた取組が推進されるよう、各地域での河川における取組事例の整理を行った。

また、昨年度に引き続き「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」を開催し、自治体間で優良事例の共有を行ったほか、「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催し、多様な主体が連携した取組の重要性を発信した。

・水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議：全国32市町の長がメンバーとなっている（令和3年1月現在）。今後も取組を全国に展開。

（※）長沼町、大崎市、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、北本市、川島町、野田市、我孫子市、東庄町、いすみ市、佐渡市、越前市、大垣市、羽島市、一宮市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、

安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、嘉麻市、出水市

4. 評価

施策は着実に進捗している

5. 対策・施策の追加・強化等

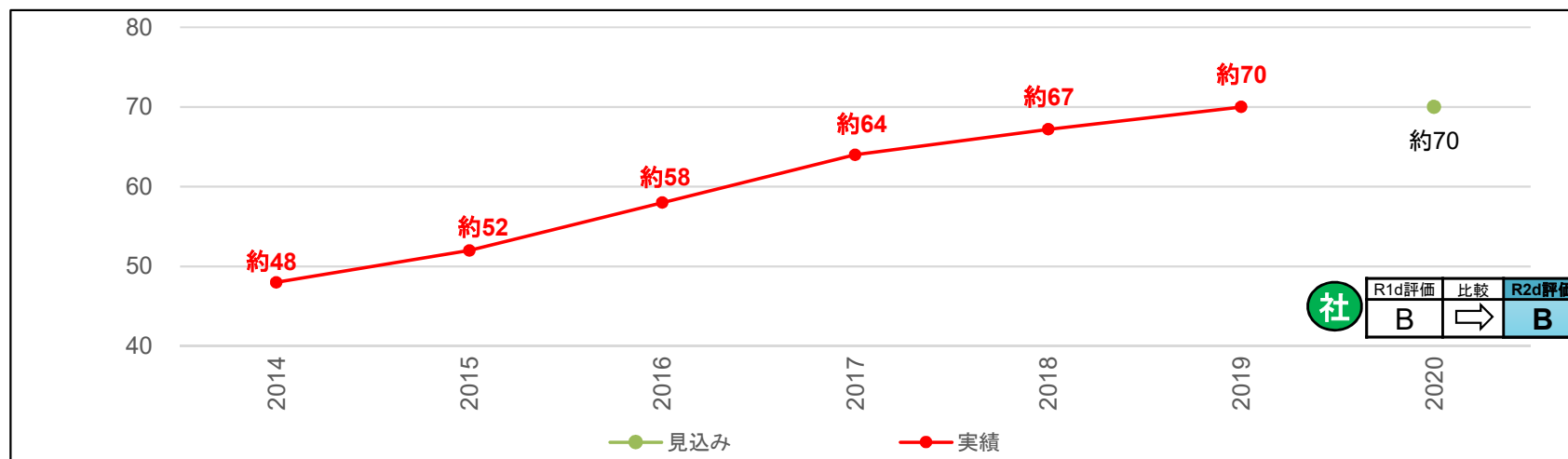
次期計画においても、現在設置されている協議会を通じて各地域で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に進めるとともに、各地域の取組が促進されるよう先進地域の取組の各地域への展開等を行う。

項目4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進

河川環境の整備と保全（多自然川づくり）

1. 指標（特に重要な水系における湿地の再生割合）

(%)



2. 令和元年度の実績

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進した。

3. 令和2年度の取組

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進している。

国、都道府県等の職員を対象に「多自然川づくり」について、取組事例の紹介等を実施し、今後の川づくりに寄与することを目的として、情報共有を行った。

4. 評価

施策は着実に進捗している。

5. 対策・施策の追加・強化等

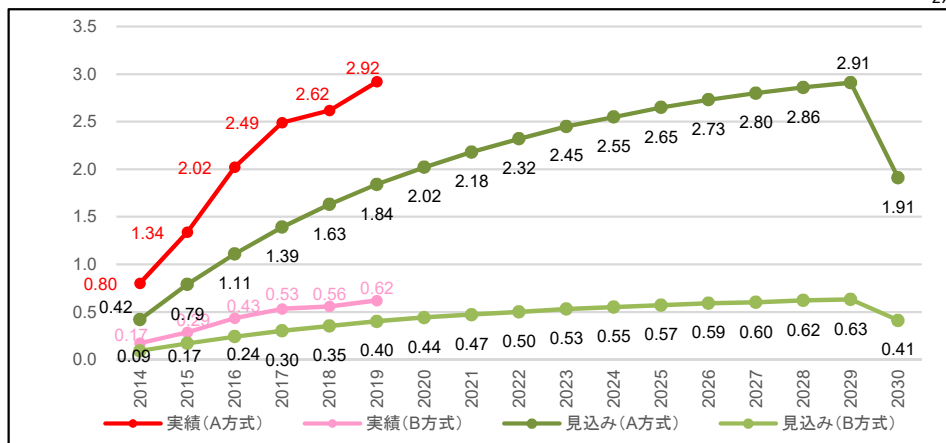
次期計画においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観をより一層、保全・創出していく。

項目4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

「風の道」を活用した都市づくり、屋上等の緑化の推進

1. 排出削減量の見込と実績

(万t-CO₂)

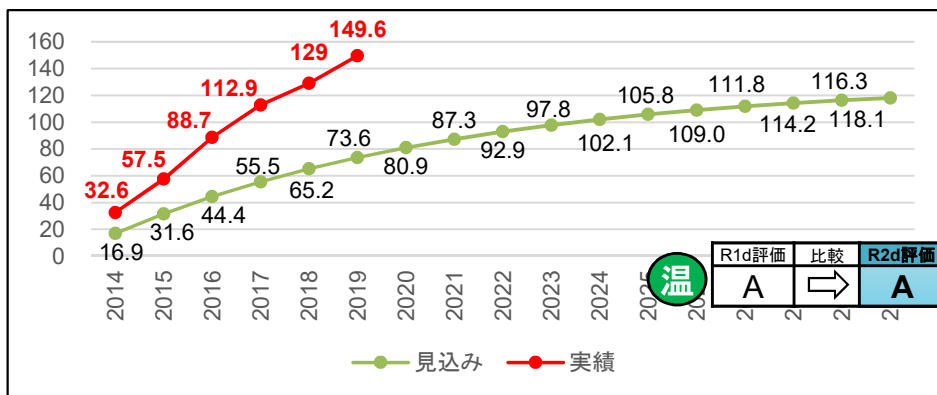


「感覚環境の街作り」報告書(環境省)のデータを用いた算出:A方式

「平成18年度環境と経済の好循環のまちモデル事業」報告書のデータを用いた算出:B方式

2. 指標(屋上緑化施工面積:累計)

(ha)



3. 評価

見込みを超える面積を整備

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においては、引き続き「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化の更なる推進を図る。

※ 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

施策	指標	評価	目標値	最新値	対応
項目5-1 建設リサイクルの推進					
●建設リサイクルの推進					
	建設副産物実態調査(アスファルト・コンクリート塊)	A	99	99.5	「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を踏まえた各種施策の取組を推進
	建設副産物実態調査(コンクリート塊)	A	99	99.3	
	建設副産物実態調査(建設発生木材)	A	95	96.2	
	建設副産物実態調査(建設汚泥)	A	90	94.6	
	建設副産物実態調査(建設混合廃棄物)	A	3.5以下	3.1	
	建設副産物実態調査(建設発生土)	C	80	79.8	
項目5-2 既存住宅流通・リフォームの促進					
●既存住宅流通とリフォームの促進					
	既存住宅の市場規模	D	8	4.5	「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出
	リフォームの市場規模	D	12	7	
項目5-3 下水道資源の有効利用の推進					
●下水道資源の有効利用の推進 ※再掲施策のみ					
項目5-4 リサイクルポート施策の推進					
●リサイクルポート施策の推進					
	指標なし	○			静脈物流ネットワークの形成に向けた取組を推進
項目5-5 海面処分場の計画的な整備の推進					
●海面処分場の計画的な整備の推進					
	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	B	7	7	海面処分場の整備及び延命化対策を推進
項目5-6 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進					
●シップリサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進					
	指標なし	○			主要解体国の早期条約締結に向けた働きかけを推進

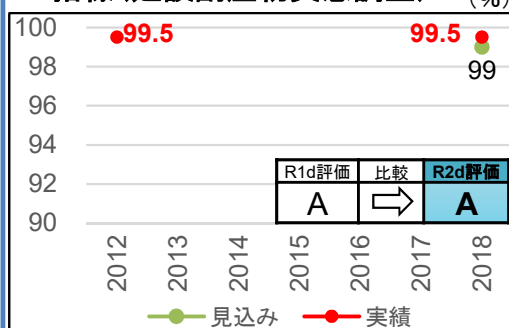
柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-1 建設リサイクルの推進

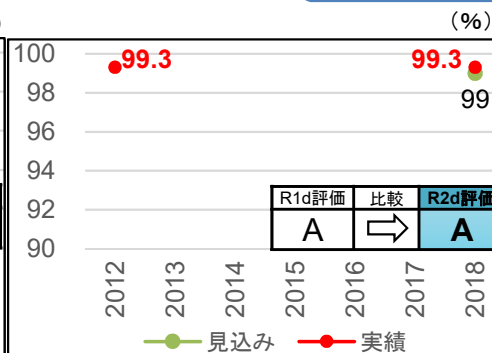
建設リサイクルの推進

建設リサイクル
推進計画2014

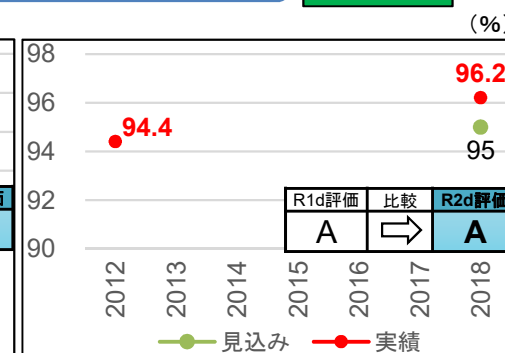
1. 指標(建設副産物実態調査) (%)



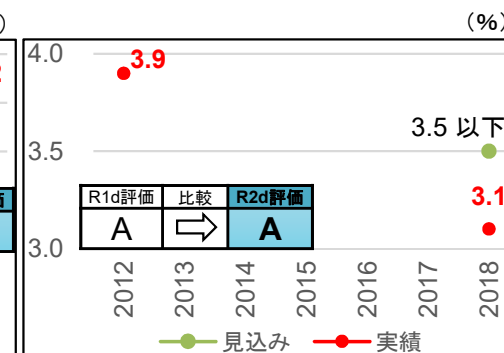
(アスファルト・コンクリート塊)



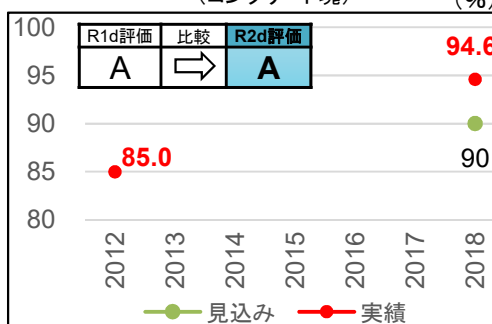
(コンクリート塊)



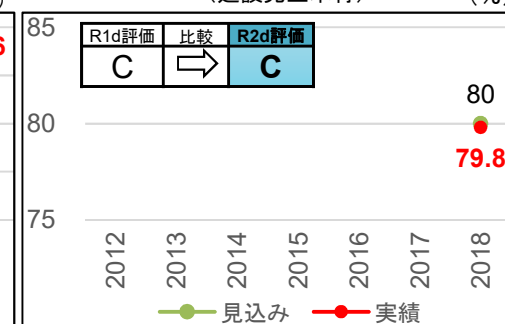
(建設発生木材)



(建設混合廃棄物)



(建設汚泥)



(建設発生土)

2. 令和元年度の実績

- ・建設発生土の官民有効利用マッチングを更に拡大するため、運用マニュアル(案)の改訂検討および、建設発生土のマッチングを支援する「コーディネーター制度」のマニュアル(案)の作成、試験的運用を行った。
- ・「建設副産物実態調査」の結果を公表するとともに、建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、「建設リサイクル推進計画2014」の各施策の評価、次期推進計画策定に向けた施策の検討を実施した。

3. 令和2年度の取組

- ・建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて「質」の向上を今後の重要な視点として、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を取りまとめた「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定し、関係機関に通知をした。

4. 評価

- ・「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定・通知するなど、建設リサイクルの促進に寄与している。

5. 対策・施策の追加・強化等

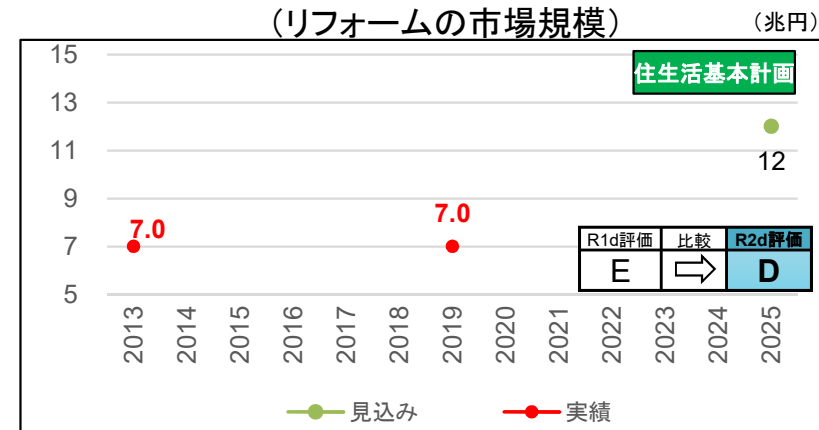
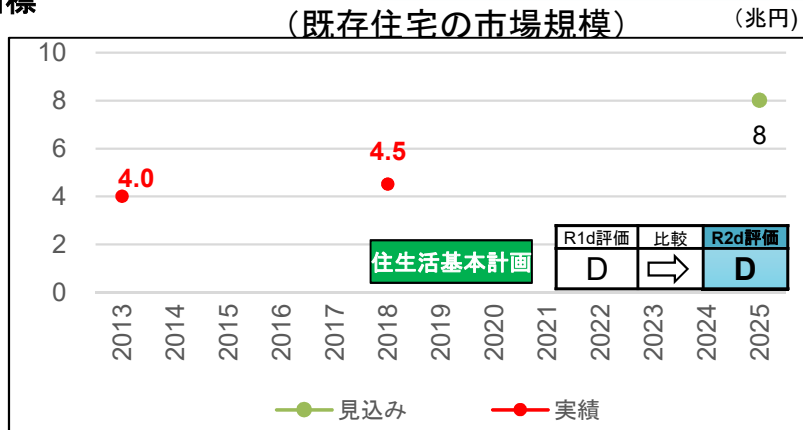
次期計画においては、「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」における達成基準値を踏まえ、再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討や、建設発生土の適正処理の促進などの各種施策に取り組む予定。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-2 既存住宅流通・リフォームの促進

既存住宅流通とリフォームの促進

1. 指標



2. 令和元年度の実績

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進めた。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・令和元年度は、新築について107,295戸、増改築について242戸の長期優良住宅を認定した。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度を普及・促進した。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着を図った。

3. 令和2年度の取組

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進める。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進。
- ・長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進している。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度の更なる普及・促進。

4. 評価

- ・既存住宅流通・リフォームの市場規模は目標の達成にむけて更なる取組が必要。

5. 対策・施策の追加・強化等

- ・次期計画においても引き続き、既存住宅流通とリフォームの促進を図る。
- ・長期優良住宅の更なる普及促進により、優良な住宅ストック形成の更なる促進等を図るため、認定対象の拡大及び認定手続の合理化等を内容とする「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を本通常国会に提出したところ。

柱5 循環型社会の形成に向けた取組の推進

項目 5-4 リサイクルポート施策の推進

項目 5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

リサイクルポート施策の推進

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

1. 令和元年度の実績

静脈物流ネットワークの形成に向け、岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進といった必要な支援を実施。

平成29年度に開催した「リサイクルポート施策の高度化研究会」においてとりまとめた結果をもとに、リサイクルポート推進協議会のもとに新たな部会を設置し、リサイクルポート施策の高度化に向けた検討を行った。

2. 令和2年度の取組

港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内外の静脈物流ネットワークを構築する。

リサイクルポート推進協議会には平成30年度から6つの部会が設置され、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理等に関する検討、国際リサイクルの推進に係る検討を重点的に行う。

3. 評価

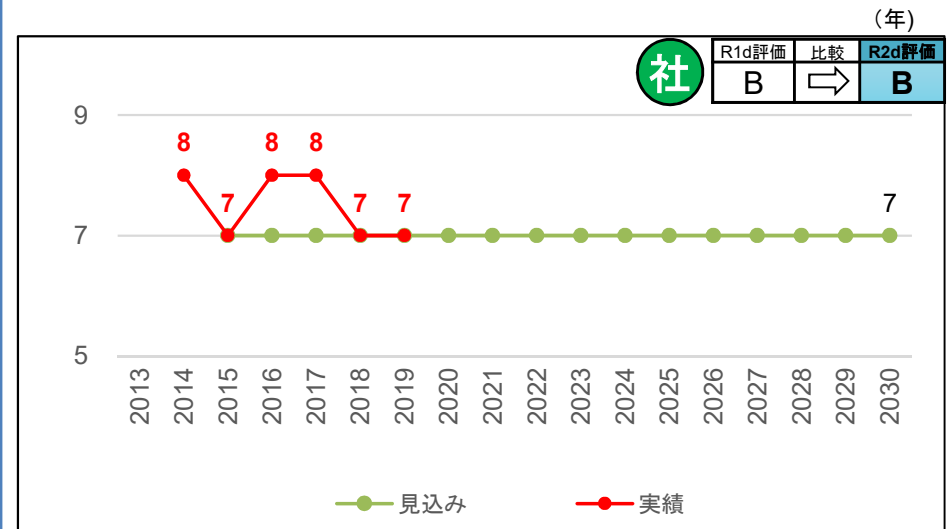
循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し(令和2年3月時点:指定港22港)、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱施設の整備、循環資源の取扱いに関する運用等の改善を実施することで、循環型社会の構築に貢献していると評価できる。

4. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、静脈物流ネットワークの形成や、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を推進する。

海面処分場の計画的な整備の推進

1. 指標(廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数)



2. 令和元年度の実績

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

3. 令和2年度の取組

全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行う。

4. 評価

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数は毎年7年となり、目標値を達成している。

5. 対策・施策の追加・強化等

今後も引き続き、海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

項目 5-6 環境及び安全に配慮したシップ・リサイクルの推進

開発途上国におけるリサイクルの現場



シップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

1. 令和元年度の実績

R1d評価	比較	R2d評価
○	⇒	○

- 主要解体国である中国の早期条約締結に向け、平成31年4月の日中ハイレベル経済対話等の政府間協議の機会を捉えて、働きかけを実施。
- 令和元年5月に英国・ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において、シップ・リサイクルに関する国際セミナーを開催。
- ODAを通じたインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。

2. 令和2年度の取組

- 引き続き、ODAを通じたインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。
- 条約の発効に不可欠な解撤国であるバングラデシュの早期条約締結を促すべく、バングラデシュにおけるシップ・リサイクル施設の改善のための基礎調査を実施。

3. 評価

現在までに我が国や主要解撤国であるインドを含む15ヶ国が同条約を締結し、発効要件の一つである締約国数の要件を満たすなど、条約発効に向けた国際的機運が高まっており、着実な進捗が見られる。

4. 対策・施策の追加・強化等

次期計画においても、引き続き、条約の早期発効を目指し、主要解体国の早期条約締結に向けた働きかけに努める。

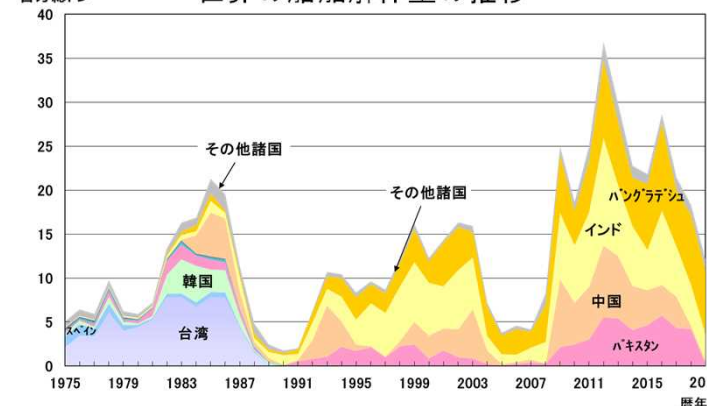
(参考)

シップ・リサイクル条約は、主に開発途上国で行われる船舶の解体における労働安全の確保と環境保全を目的として、IMOにて平成21年に採択された条約。

同条約の発効要件は、①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解体能力が船腹量の3%以上であるところ、令和2年12月末時点の充足状況はそれぞれ①15ヶ国、②29.5%及び③2.5%※となっている。

※締約国の船腹量を世界の40%と仮定

世界の船舶解体量の推移



(出典)IHS資料

シップ・リサイクル条約の概要

